

令和5年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和5年9月6日 午前10時00分 開会
午後 3時58分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美
書記	岸田聖士		

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 7番 吉村始

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	9	松林 謙司	一問一答	視覚障がい者の1票の権利を守ることに ついて	市 長 担当部長
				災害対策本部の業務継続性確保につい て	市 長 担当部長
				防災用ベンチの設置について	市 長 担当部長
2	4	坂本 剛司	一問一答	葛城市の道路等について	担当部長
				災害ゴミ、災害がれきについて	市 長 担当部長
3	1	西川 善浩	一問一答	幼稚園の幼稚園型認定こども園化につ いて	市 長 教育長 担当部長
				0～2歳児の第2子以降の保育料完全 無償化について	市 長 担当部長
4	10	谷原 一安	一問一答	子ども医療費助成の完全無償化にむけ て	市 長 担当部長
				マイナンバーカードと健康保険証につ いて	市 長 担当部長
				葛城市指定管理者制度の運用状況につ いて	市 長 担当部長
5	7	吉村 始	一問一答	香害と化学物質過敏症対策について	市 長 教育長 担当部長
				ドクターヘリの運用について	市 長 担当部長
6	3	柴田 三乃	一問一答	LGBTQに対する市の取組みについ て	市 長 副市長 教育長 担当部長
7	12	増田 順弘	一問一答	空家対策について	市 長 担当部長

8	8	奥本 佳史	一問一答	観光による地域活性化と今後の観光政策について	市長 教育長 担当部長
				行政文書をパスワード別送とする問題点について	市長 副市長 担当部長
				消防情報の能動的受信手段について	市長 副市長 担当部長
9	2	横井 晶行	一問一答	避難所の状況確認	担当部長

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月28日の通告期限までに通告されたのは9名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は9名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は3点ございます。第1点目が、視覚障がい者の1票の権利を守ることにについて。第2点目が、災害対策本部の業務継続性の確保について。そして、第3点目の質問、防災用ベンチの設置について。以上3点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 それでは、まず第1点目の質問、視覚障がい者の1票の権利を守ることにについてお伺いをさせていただきます。視覚障がいのある方は、投票所入場券通知や封筒の内容を読むことができない場合があります。視覚障がい者向けに投票所入場券の通知や、封筒に音声コードや点字シールを添付することにより、投票所の場所や日時、投票方法などを確認することが可能となり、投票の機会を逃さないようにすることができます。視覚に障がいのある人の参政権を守るため、また、1票の権利を守るために、投票所入場券通知や封筒に音声コードや点字シールを添付するといった取組をしている自治体があります。

沖縄県浦添市選挙管理委員会では、視覚に障がいのある人のために、有権者へ郵送する投票所入場券のはがきに点字シールを貼る取組を始めております。点字には投票入場券と記されております。この取組を進めるに当たって、選挙管理委員会は視覚障がい者の住所を把握しておらず、市の障がい福祉課に協力を求めましたが、市民の個人情報無断で提供できないため、障がい福祉課は身体障害者手帳1級・2級を持っている視覚障がい者146人へのア

ンケートなどを通じ、受取希望者を把握、郵送につなげました。

また、東京都世田谷区選挙管理委員会では、個人の選挙投票所入場券を世帯別に封筒で全世帯に送付をしております。そして、その封筒の表には音声コードが付されており、視覚障がい者は事前に携帯のiPhoneやスマホにインストールをしておいた音声読取アプリ、ユニボイスブラインドで音声コードを読み取り、選挙のお知らせなどの情報を聞き取ることができます。また、世田谷区では区の広報ホームページで、選挙投票所入場券の封筒に点字シールの添付を希望される方は、区に申請をさせていただいた方については点字シールを添付しております。世田谷区では、全世帯に送付される選挙投票所入場券の封筒に音声コードの添付、そして、希望者には点字シールの貼り付けを実施しております。

ここで、お伺いをさせていただきますが、本市において身体障害者手帳1級・2級を持っておられる視覚障がい者の方は何人ほどおられるのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。

ただいまご質問いただきました重度の視覚障がい者である身体障害者手帳1級・2級の方は、今年の7月末時点におきまして、1級が23名、2級が30名おられます。

以上です。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。我が国全体の身体障がい者数は約330万人であり、そのうち視覚障がい者の総数は30万人を超え、北陸においても1万人を超えております。また、そのうち65歳を超える人の割合は69.3%であり、高齢化が進む我が国において、今後何らかの視覚障がい者を有する人が増えることが予測をされます。視覚障がい者にとって、視力や視野は千差万別で、先天性でない場合が多いと言われております。つまり、視力の低下や視覚の障がい進行する中で、できる限りの努力をし、何とかして自分の目で見ようとする人が多く、また、障がいの種類によって症状も異なり、全盲以外の障がい者は見える範囲を生かして自らの視力で見ようとします。そのため、点字を身につける機会を逃す場合が多く、点字の識字率は視覚障がい者の約10%と少ない現状であります。視覚障がい者の外出支援などの方策として、一般的に点字の案内を設置することがありますが、その点字による案内を利用する視覚障がい者は比較的少ないのが現実であります。一般的に視覚に障がいのある人、特に重度の視覚障がいをお持ちの方は点字が使えると思われがちですが、点字が読める視覚障がい者は全体の1割程度と考えられます。平成18年身体障害児・者実態調査によれば、70.7%の視覚障がいの方が点字ができないと回答をしております。また、情報の入手方法は、テレビやラジオといった音声のよるものが大半であります。視覚障がいのある方が必ずしも点字が読める訳ではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ております。

文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコン音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法として、音声コード「ユニボイス」があります。音

声コード「ユニボイス」は印刷物の文字情報を2次元コードに変換したものです。スマートフォンなどの読取装置で情報を音声にすることができます。視覚障がい者や高齢者などに優しい情報提供を目指しております。音声コードの作成につきましては、音声コード作成ソフトJAVIS APPLIがあります。読み上げ原稿、日本語、漢字、仮名交じり文で約800文字程度までの原稿ならば簡単に音声コードを作ることができます。この音声コード作成ソフトJAVIS APPLIは障害者差別解消法対応として、国、自治体には無償で貸与されております。そして、このソフトにより作成をされた音声コードを選挙投票所入場券通知書の封筒などに印刷をすることにより、視覚障がい者の方は 아이폰やスマートフォンなどの専用読取装置で読み取ります。本市におきましても、視覚障がい者の方が送付される投票所入場券通知や封筒の内容を読むことができずに、投票の機会を逃すことがないようにすることは大事なことであります。1票の権利を守るためにも、視覚障がい者の方には選挙投票所入場券通知や封筒に音声コードの添付、また希望者には点字シールの貼付けなどを実施することは重要なことであると思っておりますが、このことに対する見解をお示しください。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 おはようございます。総務部の林本です。どうかよろしく願いをいたします。

議員のお述べのとおり、視覚障がい者の方々の参政権、1票の権利を守ることににつきましては、大変重要なことであると認識をしております。現在、葛城市では投票所入場券をはがきで発送しております。音声コードの大きさを確認いたしましたところ、縦横ともに1.8センチメートルほどの四角形となります。限られたスペースの中で音声コードの記載ができるかにつきましては、デザインなどの変更、また、視覚障がい者の方が音声コードの位置を正確に認識するためには、はがきに切込みを入れる加工が必要となり、その点が課題となります。また、投票所入場券に点字シールの添付を希望された方が事前申請により投票所入場券に点字シールを貼ることにつきましては、周知方法、発送に係る事務作業やスケジュールの点において課題となります。いずれにいたしましても、議員お述べの先進地の自治体の取組等を参考にしまして、先ほど申しましたそれぞれの課題を分析した上で、調査、研究してまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。視覚障がい者の方の1票の権利を守るためにも、音声コードの添付、希望者には点字シールの貼付けを切に要望いたしまして、第2点目の質問、災害対策本部の業務継続性の確保についてお伺いをさせていただきます。

近年、気候変動による災害の激甚化や頻発化に対して、人の命を守るための対策強化が必要です。万一災害が発生した時に、各自治体の庁舎等は災害対策本部を設置し、住民避難に係るサポートや被害状況の的確な把握などの要となり、業務継続性の確保は極めて重要となります。現在、政府においては、災害に対する事前の備えとして予断を待たず、最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、また経済社会が致命的な被害を受けずに被害を最小化して迅速に回復する強さとしなやかさを備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を目指し、国土強靱化のための5か年計画の取組を進めております。公明党も昨年の参議院選挙におい

て気候変動などの影響により、台風や豪雨災害などの自然災害が激甚化、頻発化し、各地で深刻な被害をもたらしており、風水害から国民を守る取組や巨大地震などに備え、ハード、ソフト両面から防災・減災対策の強化を進める、発災後に民間団体や専門家と連携をして必要な支援を講じる災害ケースマネジメントの仕組みづくりを進め、併せて大規模災害に備えた機能補完、機能分散型の国土形成への転換を推進すると訴えてきました。

地方自治体においては、災害発生直後に各自治体に設置される災害対策本部の役割はますます重要になってまいります。例えば、平成28年熊本地震や台風10号の災害において、救助活動など初動時の応急対策を迅速、的確に行うため、また関係機関との調整をより円滑、的確に行うため、市町村の災害対策本部において被害状況等の情報を一元的に把握することの重要性が改めて認識されました。政府の防災基本計画では、自治体に対して災害発生時に災害対策本部が設置されている庁舎が停電となった際に、非常用電源を適切に稼働させ、業務継続性を確保することを求めています。さらに、災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡として、市町村は人的被害の状況、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を集約するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとあります。都道府県は市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地へ職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を国に報告するものと定められております。

これらの対応はパソコンや通信機器を駆使して、関係各所と連携を取りながら迅速に情報収集を行うこととなりますが、地方行政のDXを推進する中で、多くの機器が電力で稼働しており、庁舎が停電してしまうと大きな支障を来します。電源喪失はイコール機能停止を意味し、絶対回復しなければならないことで、災害対策本部における電源供給は必須条件と考えられます。

2015年より消防庁において地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査を毎年行っております。令和4年の調査結果では、非常用電源設置団体数は全国市町村1,741のうち設置済団体数は1,668と設置率95.8%であります。そして、非常用電源稼働時間72時間、3日以上の団体数は非常用電源設置済団体数1,668のうち973団体で58.3%、そして、非常用電源燃料供給事業者等との災害時における燃料供給協定の締結状況は非常用電源設置済団体数1,668のうち協定締結ができていない団体は1,156団体、69.3%であります。これらの調査結果から課題として言えることは、非常用電源設置済団体数については設置率95.8%と着実に進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から稼働時間72時間以上の確保など、一層の機能強化が求められます。国の防災基本計画では非常用発電機の発電期間を最低3日間、72時間以上可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとしてされています。そして、燃料供給事業者との燃料の供給協定の締結状況についても69.3%となっており、国の防災基本計画では停電の長期化に備え、1週間程度は災害に支障が生じないよう準備することが望ましく、あらかじめ燃料販売事業者等と

の優先供給に関する協定の締結を進めることとされています。

非常用発電機は大きく分けて法律によって設置が義務づけをされている防災用発電機と任意で設置している保安用発電機の2種類があります。法律によって設置が義務づけをされている防災用発電機の対象機器はスプリンクラー、排煙設備等、法律で定められたもので、使用可能時間は多くの場合2時間から5時間です。一方、任意で設置をされている保安用発電機の対象機器は給水ポンプ、照明や電源、エアコンなどを稼働させるために使用されるパワーと安定性があります。使用可能時間は燃料の備蓄量にもよりますが、約72時間、3日間です。防災用発電機は限られた設備にしかつながっていないため、災害時に本当に動かしたいエアコンやポンプなどを稼働することができない場合があります。また、防災用発電機の稼働時間が72時間未満となっているケースの理由としては、ストックしている燃料が72時間分稼働できないことが挙げられます。その理由として、燃料の保管場所がない、燃料の保管に関して危険物取扱責任者第4類の資格者などがいないことが考えられます。

本市において、災害発生時に災害対策本部が設置されている庁舎、新庄庁舎になると思いますが、ここで非常用電源として設置をされている発電機は国の防災基本計画に示されている最低3日間、72時間対応の発電機が設置されているのかどうかをお示してください。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 新庄庁舎に備えております発電機につきましては、法律によって設置が義務づけられております防災用発電機でございます。仕組みといたしましては、災害等で停電になると、自動的に発電機が作動し、非常用の照明と災害対策本部の設置場所となる会議室などのコンセントなど、必要最低限の電源確保が可能となり、災害対策本部の運営に必要な機器などの使用ができるようになっております。また、葛城市業務継続計画においては、連続稼働時間2.4時間、燃料備蓄量120リットルを目標とする旨、明記されておりますが、実情も計画にのっとり、連続稼働時間につきましては、機器等の使用状況によりますが、約2時間程度、これに備蓄している燃料を充填しますと、合計で連続6時間から7時間程度の発電が可能となります。なお、補充用の燃料である軽油が調達できれば、更に連続して発電することが可能となっております。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。現在、災害対策本部に設置される新庄庁舎の非常用発電機は法律によって義務づけされた防災用発電機ということですが、政府の防災基本計画では、災害発生時に災害対策本部が設置される庁舎が停電となった際に非常用電源を適切に稼働させ、業務継続性を確保することを求めています。非常用電源となる非常用発電機の発電期間も十分な期間、最低3日間、72時間としており、そして、災害時に本当に動かしたいエアコンや照明、電源やポンプなどを稼働させることができるパワーと安定性のある保安用発電機の設置を新たに検討するべきであります。

続いてお伺いをいたします。本市の非常用発電機はディーゼル発電機で燃料は軽油であると思いますが、日頃のメンテナンスが適正に行われていないと、いざという時に稼働ができない可能性もあります。日頃のメンテナンスはどのようになっているのかをお示してください。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 新庄庁舎に備えている非常用発電機は、議員お述べのとおりディーゼル発電機でありまして、燃料は軽油でございます。備蓄燃料も法令に基づいて20リットルポリタンクに小分けをして保管しております。ご質問のメンテナンスにつきましては、毎月1回保守業者が非常用発電機を起動させ、エンジンの動作確認を行い、点検保守を実施しております。メンテナンス時に起動し、発電することによりまして、発電機内の燃料、または備蓄している燃料を消費しながら燃料の劣化対策及び消費した分の補充を行っております。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。発電機の燃料は主に都市ガス、L Pガス、ディーゼルの3種類があります。本市においてはディーゼルということで、このディーゼルでは発電機本体の導入コストが比較的安価な代わりに燃料は3か月から6か月で劣化をします。したがって、定期的な交換が必要となってきます。しかも、廃棄時は産業廃棄物処理が必要となってきます。そして、このタイプの発電機はCO₂の排出量が多いのが特徴であります。燃料の定期的な交換も含めて日頃のメンテナンスが適正に行われていないと、いざという時に稼働ができない可能性もあります。日頃のメンテナンスをよろしくお願い申し上げます。令和5年3月29日、消防庁発表の地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果では、災害時の停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障が生じないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めることとありますが、本市において、燃料販売事業者との優先供給に関する協定はどのようになっているのかをお示してください。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 現在、葛城市では、燃料確保も含め、災害時などの物品調達に関する協定を事業者と締結しております。しかし、非常用発電機への燃料供給や公用車などの給油も含め、新たに燃料販売の専門事業者との優先供給に関する協定等の締結を検討しているところでございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。いつ大規模な台風や地震などの災害により、庁舎に災害対策本部が設置されることとなり、そして、長期化する停電に見舞われることになるかも分かりません。こういった想定外の事態に備えて、非常用発電機の燃料につきましても早期に締結しておくことが肝要であります。早期の業者との締結をよろしく願いをいたします。

現状、多くの自治体がディーゼル発電機を設置しておりますが、昨今、都市ガス駆動やL Pガス駆動の発電機などを導入し、ふだんの利用と併用して費用対効果を上げている事例もあります。京都府舞鶴市では同市の防災センターにL Pガス型130キロワット非常用発電機と2.9バルク貯槽を設置して運用を開始しております。このバルク貯槽とはL Pガスを大量に貯蔵できるタンクと災害時にもL Pガスを安全に供給できる包みのことをいいます。このバルクからの供給は非常用発電機のみで、平時の給湯設備については従来からのL Pガスが

使用されております。バルク貯槽は3日以上施設機能維持が可能なLPガス量を備蓄することができます。この非常用発電機で1階から3階の照明、空調に供給でき、施設内過半数のコンセントが使用可能となります。今回のLPガスの採用については長期保存でも劣化しにくい特性が評価をされました。大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備、非常用電源につきましては、令和7年度までですが充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率が70%と手厚い財政措置の緊急防災・減災事業債という有利な地方債での対応も可能かとも考えられます。非常用発電機の耐用年数は15年から20年と言われております。更新時にはメンテナンスの費用や災害時の燃料供給の安定性等を含めた十分な検討をするべきと考えますが、阿古市長のお考えをお示してください。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 新庄庁舎の非常用発電機につきましては、庁舎が建設されてから37年を経過しております。定期点検やメンテナンスを繰り返しながら、非常時に使用できる状況に維持をしているというのが現状でございます。保守業者からは更新の必要性についての報告はございませんが、仮に非常用発電機を更新する場合は、既存の建物や敷地との関係において、備蓄燃料タンクをどこに設置するのか、また、燃料運搬車の供給方法やさらには庁舎の電気系統の整備など、多くの検討課題があると認識をしております。もちろん新庄庁舎は災害対策の拠点となりますので、業務継続性確保の観点からも機能を止めることはできません。議員がお述べの先進地の事例や導入に係る財源の確保など、ご意見に加え、更新する場合は、新庄庁舎の災害対策の拠点としての機能強化を念頭に、非常用発電機の連続稼働時間や電力供給範囲をどれぐらいに目標設定するのか、また、先ほどの検討課題をどう解決していくのかをしっかりと見据えて、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。昨今、気候変動による災害の激甚化や頻発化に対して、万一災害が発生したときに庁舎に設置される災害対策本部の業務継続性の確保は、市民の命を守る上で極めて重要な課題であります。特に停電となった場合の電源供給、非常用電源につきましては、万全の体制と準備で臨んでいただきますように切に要望いたしまして、最後の第3点目の質問、防災用ベンチの設置についてお伺いをさせていただきます。

まず、防災用のベンチとは、トイレやかまどの機能を持ったベンチです。そして、防災用のベンチの設置の目的は、地震などの災害により避難生活を送らなければならなくなった場合、トイレと食事を作るための施設の確保は最も重要な課題となってきます。一時的な避難場所となる住宅密集地等の公園にトイレやかまどの防災機能を持ったベンチを設置することによって、災害時の市民生活における安心・安全の向上を図ることが目的であります。それぞれのベンチ機能につきましては、まず、トイレ機能を持つトイレベンチであります。通常はベンチとして使用されているものを簡単な組立と専用のテントの設置によって、トイレ（汲取り式）として使用できます。ベンチ1基の足の部分が2基のトイレになり、大型と小型のテントを設置して使用します。大型テントは車椅子のまま利用でき、地下のタンクは1

基950リットルで、1日100人使用した場合、7日から8日分貯留できます。そして、収納ベンチはトイレ用テント一式を保管する格納機能を持ったベンチです。大型テントと小型テントが収納されています。そして、かまどベンチです。通常はベンチとして使用しているものを簡単な組立で大型の鍋45リットルが2個乗るかまどを使用することができるものです。災害時には炊出しや暖を取る場所として、平時には公園や広場のベンチとして活用できる防災設備です。かまどベンチの設置は地域住民の安全や快適さを高めるだけでなく、防災意識やコミュニティの絆を深める効果も期待できます。

神奈川県厚木市では、地震などの災害時に避難生活を送らなければならなくなった場合、一時的な避難場所となる住宅密集地等の公園に市民生活の安心・安全の向上を図るため、防災ベンチを設置しております。その数、令和5年4月現在でございますが、トイレベンチと収納ベンチにつきましては90か所の公園に90基、かまどベンチにつきましては49か所の公園に49基となっております。厚木市の人口22万4,187人、面積は93.84平方キロメートル、人口密度は1平方キロメートル当たり2,385人。一方、葛城市におきましては、人口3万7,562人、面積は33.72平方キロメートル、人口密度は1平方キロメートル当たり1,114人です。人口では約6倍、面積では約2.8倍、人口密度においては1,000人ほどの開きがあり、葛城市の状況と同等に論ずることはできないわけではありますが、本市において、トイレベンチ、かまどベンチは設置されているのかどうか。設置されているのであれば、何基設置されているのかをお示しください。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 本市におけるトイレベンチ及びかまどベンチの設置状況についてでございます。

かまどベンチにつきましては、市内の公園に1基ございまして、2つのかまどの設置が可能となっております。一方、トイレベンチにつきましては、設置はございません。ただし、市内の吸収源対策緑地事業により整備いたしました公園8か所に、下水道管路上にあるマンホールに簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保できる、いわゆるマンホールトイレを19基設置しております。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。災害時には、より快適なマンホールトイレの設置の推進も考えられますが、マンホールトイレは、下水道管路の状況やマンホールの位置などによっては設置ができない場合も考えられます。このような場合は、トイレベンチ設置での対応は可能かとも考えられます。また、かまどベンチにつきましては、災害時には炊出しや暖を取る場所として、平時には公園や広場のベンチとして活用できます。そして、かまどベンチの設置は地域住民の安全や快適さを高めるだけでなく、防災意識やコミュニティの絆を深める効果も期待できる場所でもあります。本市におきましても、トイレベンチやかまどベンチの防災用ベンチの設置を、もしもの時の災害に備え、緊急避難所や指定避難所に推進するべきであると思いますが、阿古市長の見解をお示しください。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 災害時に必要な機能を備えた防災用ベンチを避難所に設置する推進すべきというご提案を

いただき、ありがとうございます。かまどベンチにつきましては、過去に使用方法を間違えたことによるんですけども、事故等もあったように聞いております。まず安全性が担保されて初めて有用であると考えており、次に被災者の方にどのように使っていただけるのか、さらに、これにより例えば炊出し等の方法にどのように避難生活が改善されるのかを分析していきたいと考えております。ベンチは、ふだん憩いの場所である公園等に必ずあるものです。このベンチが災害時にかまどやトイレに使用できるとして、被災者の方にまず安全に、そしてどのように使えて、それがニーズにどう合うのかというのも検討課題やと感じております。それらの点を踏まえまして、議員お述べの先進地の事例や本市の状況を調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 もしものときの災害に備えて、トイレベンチ、かまどベンチの設置の推進を切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

梨本議長 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 皆様、おはようございます。坂本剛司でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。私の質問は2点ございまして、まず1点目が、葛城市の道路等について。2点目が、災害ごみ、災害瓦礫についてでございます。

これよりは質問席にて進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 それでは、1点目の葛城市の道路等について質問いたします。

私は議員になる前から、原付バイクを主な移動手段として活用しております。バイクに乗ることで、車では見落としがちな危険場所や道路に亀裂があったり、大きな穴が開いていたり、側溝が壊れているなど、危険な道路を発見することがよくあります。また、地域住民が身近に利用している市道や里道にも同じような危険な箇所がございます。高齢者や子どもが転んだり、けがをするなどを事前に防ぐため、早急な補修や安全管理が必要であると考えております。

そこで、最初に、公道である葛城市の市道についてお聞きします。市の政策として、翌年度予算へ反映するための要望を各大字から聴収していますが、その中には市道に関する事案も含まれており、対応に数年かかる事案もあると聞いております。地域住民の安心・安全な市民生活を守るため、地域住民の代表である区長が地域住民と協議した結果を要望されておりますので、市は直ちに対応すべきだと考えます。さらに、市は市道の点検をどのような方法でされているのかお聞かせください。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 おはようございます。都市整備部の安川です。よろしく願いします。

まず、大字要望についての対応でございます。大字からの要望につきましましては2種類ございます。1つは、一般的な大字要望は改良工事、改修、広範囲の補修の場合は7月頃提出いただき、予算を確保し、翌年度以降に対応を進めることとなっております。もう一つ、大字からの要望に市道等補修箇所届出という届出がございます。軽微なもの、例えば道路の陥没補修、穴埋め作業やガードレール、ガードパイプの補修などで、その届出書を提出することで当該年度の予算の範囲内で対応することとなります。軽微な補修につきましましては、維持補修の要望に限らず、補修が必要な箇所が確認できれば早急に対応しております。

次に、市道の危険箇所の点検及び把握についてでございますが、先ほど説明いたしました補修箇所の届出、利用者、通行者からの電話連絡やメール、職員が現場に赴く際など、業務中に道路路面の異常を確認し、危険箇所の点検、把握に努めております。また、長期休暇の前、盆や正月前に市内一円を道路点検パトロールし、道路補修作業をする日を設け、市道の補修をしております。

以上です。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 確かにバイクで走っておりますと、道路の陥没補修については大字の区長からの要望があって、直っているんだと思いますけれども、もう直っているわという陥没補修もあれば、まだ穴空いたままだと、なかなか直らへんなどというような箇所も見受けられます。市役所職員の皆さんも道路危険箇所の点検に努めておられるということです。また、年に2回、盆、正月の前に市内一円をパトロールして、道路補修をする場所をパトロールして確認しているということですね。それは分かりました。

次に、里道についてお聞きしますが、その前に里道について簡単に説明といたしますか、ちょっとお話しさせていただきますと、法定外公共物というのがあり、法定外公共物とは道路、河川などの公共物のうち、道路法、河川法等の管理に関する法律の適用または準用を受けないものをいいます。一般的には、里道、水路と呼ばれておりまして、その多くは昔から農道や農業用水路として地域住民等によって作られ、公共の用に供されていたもので、明治初期の地租改正に伴う官民有区分の実施により、国有地に分類されました。国の財産であった里道、水路等で、道路法、河川法等の適用もしくは準用のされない公共物が、国有財産特別措置法の改正により地方分権の推進が図られ、平成15年4月1日から市に譲与されました。その里道の維持管理については、法定公共物の管理について、機能管理及び維持管理の2つの側面から管理されております。境界確認、用途廃止等の機能管理については、国から譲与を受けた市が行っております。また、維持修繕、清掃等の維持管理については、従来から慣習等により利用している水利組合や自治会等の地元管理者にお願いしてありますと、そういうふうにあります。その里道でございますが、その里道にもほかの公道と同じような危険が潜んでおります。一般的には、里道は地元管理であると聞いておりますが、長期間放置されているところが見受けられます。地域住民の安全確保のため、改善の方法はないのでしょうか。お聞きします。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 里道の維持管理につきましては、地元自治会で行っていただいております。里道の補修・改修等につきましては、大字が行った里道の工事等の経費及び補修に要する経費の一部に対し、補助を行う制度がございます。事業としましては、葛城市集落環境整備事業補助金交付事業と葛城市集落環境整備に係る工事材料補助金交付事業でございます。大字における環境改善促進のために実施する事業に対し、環境整備事業は補助経費の最大50%、工事材料につきましては最大100%の補助金を交付いたしております。これらの補助制度を十分に活用いただき、里道等の適切な維持管理をお願いしているところでございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 つまり、里道の整備は地元自治会で行い、必要であれば、市が補助金を出すと、そういうことでございますね。

では、次に、里道やその他公道に隣接する荒地についてお聞きします。いわゆる耕作放棄地等が毎年増えているように見受けられます。雑草が生い茂り、危険な生物の生息地となり、地域住民が散歩中にマムシにかまれたりする場合もございます。また、背丈の高い雑草が市道や里道に倒れかかっているケースも多く見受けられますので、市が土地の所有者に対し、何らかの対策やアクションをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 市道につきましては、枝、雑草などで交通の障害等となっているところにつきましては、草木等の土地所有者を調査し、土地所有者に対して草木等の適正管理の依頼を行っております。ご質問の里道に隣接する耕作放棄地等につきましては、農地担当課より農地の適正管理を指導する依頼文書を送付するなど、適正な管理をお願いしているところでございます。

以上です。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。葛城市内の道路等についてご質問いたしました。地域住民が事故やけがをしてからでは遅過ぎますので、一日でも早く対処されますよう要望を申し上げまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、通告をいたしました2点目の災害ごみ、災害瓦礫について質問をいたします。災害が起こったときに発生する災害ごみ、災害瓦礫についてであります。まず、今年の梅雨時に大雨災害により被災された鳥取市、兵庫県北部、九州北部、秋田市の被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。私は3月議会では災害全般について、6月議会では災害時のトイレの問題について質問いたしました。今回は、災害が起こったときに発生する災害ごみ、災害瓦礫についてお聞きします。7月中旬の記録的な大雨で、5,000件を超える床上床下浸水が発生した秋田市では、浸水した畳や家具、電化製品などの災害ごみの回収が課題となっております。多くの住宅が床上浸水した地区では、回収作業が徐々に進むものの、空き地にはその災害ごみが積み上がっております。なかなか収集が進まず、夏です。臭いがどんどんひどくなっております。秋田市の戸別収集は間に合わず、住民が自分で仮置場に運ばな

ければなりません。災害の規模にもよりますが、仮に今回の秋田市のような浸水被害をした場合に、葛城市では、災害ごみ、災害瓦礫の仮置場として、どのように考えておられるのかお聞きします。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 皆様、おはようございます。市民生活部の前村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議員がお示しいただきました秋田市の災害廃棄物処理計画を、まず確認させていただきましたところ、仮置場は、まず、住民がごみを搬入する住民用の仮置場、そして、災害廃棄物の仮置きと重機や人力による大まかな分別や破碎を行う一次仮置場、さらに、破碎選別機等の処理施設を設置し、本格的な中間処理を行う二次仮置場に分類、定義され、区域別に仮置場の必要面積を算定、公有地を基本とする広い空き地を確保しやすい公園、グラウンド等を活用する方針とされておりました。

防災に関し基本理念を定めた災害対策基本法により、葛城市では、平成29年度に葛城市防災会議で、葛城市に係る防災に関し総合的に運営を計画化した葛城市地域防災計画を策定しております。そして、廃棄物処理法の規定により策定している葛城市一般廃棄物処理基本計画中に、震災や水害等に伴い発生した災害廃棄物については、葛城市地域防災計画に基づき、県、周辺自治体、廃棄物処理業団体、建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに、可能な限りクリーンセンター等にて適正な処理処分を行っていくものとする。また、一時保管場所及び処理処分場所の確保に努め、機材・人員配置、地元対策などの調整を行っていくものとする規定されております。このことから、葛城市地域防災計画の中に、災害廃棄物処理対策について定められている規定でございます、災害の規模により短期間での、生活ごみ・災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、生活ごみ・災害廃棄物の一時集積場を指定し、一時集積場への搬送を行う。一時集積場の選定に当たっては、応急対策活動、又は環境衛生上支障がないこと等を考慮し、搬出入に便利なところとするという規定にのっとりまして、地域ごとに候補地の選定をさせていただいております。もし、大災害が起こった場合には、災害対策本部会議で実際の被災状況を見極め、この候補地から最適地の選定を行う想定をさせていただいておりますが、いずれにしましても、被災された方にとって、遠くまで運ぶのは困難、人力運搬が可能な近いところでと望まれることを想定し、地元住民皆様のご理解とご協力の下、調整を行った上で、被災者に寄り添った迅速な適地の選定ができるように努めたいと考えております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。仮置場はクリーンセンターが一番よいけれども、そうは言っておられないので、何か所かを適地として考えていると、そういうことだと理解します。

次に、仮置場に運ぶ災害ごみの分別についてであります。被災者は、被災した傷心状態で、とにかく泥だらけのごみを早く家から搬出して、片づけをしたいと思えます。

とても分別までは余裕はないと考えますが、分別した搬出となるのかどうかお聞きします。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご答弁申し上げます。

被災の状況によりますが、平時日常の生活ごみの収集と並行して処理を進める必要から、災害による片づけごみのほうは、本格的な中間処理を行う二次仮置場では、可燃物、ガラス・陶器類、瓦、畳、木くず、家電類、スレート板、コンクリートなどに分別しての処理を計画しているところですが、こちらのほうも分別する余裕などない状況の被災者も想定し、被災の程度、状況に適した判断を災害対策本部会議で調整の上、被災者に寄り添った迅速な処理ができますよう努めたいと考えております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。分別が理想であると思えますけれども、分別してほしいと思えますけれども、状況に適した判断をすると、そういうことだと理解いたします。

次に、その災害ごみに関する葛城市のマニュアルはございますか。お聞きします。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 お答え申し上げます。

市町村の災害廃棄物処理計画につきましても、今後、関連部局等との検討、調整を加え、早期の策定に向けて研究させていただきたいと思えます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 被災した市民が、早く災害ごみを搬出して片づけをし、一日も早く元の生活を取り戻したいと思えます。行政も被災者に寄り添った素早い、適切な対応を要望するところがあります。

次に、高齢者が被災されたら、ご自身では片づけとかどうすることもできません。そういった場合に、自治体は災害ボランティアを募集し、災害ごみの搬出や家の片づけをお手伝いいただくことが多いですが、葛城市の災害ボランティアの受入体制はどうなっておりますか。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。葛城市における災害ボランティアの受入体制についてご答弁をさせていただきます。

まず、葛城市地域防災計画におきまして、ボランティア活動等の支援・受入れという項目の中で、県、関係機関、関係団体等と連携を図り、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア活動への情報提供や参加要請、ボランティアのコーディネートなど、円滑なボランティア活動が図れるよう、災害ボランティアセンターを開設し、支援に努めることと定めております。このことから、葛城市では、令和4年4月12日に社会福祉法人葛城市社会福祉協議会と葛城市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書を締結し、有事の際に災害ボランティアセンターを設置する場所や運営方法についての取決めを行っております。さらに、葛城市社会福祉協議会では、令和4年12月28日に一般社団法人葛城青年会議所と災害時における協力体制に関する協定書を締結され、災害ボランティアセンターが設置された際の支援についての取決めを行っております。

さて、実際に災害が起こって、ボランティア活動の申出を受けましたら、まず最初に、災害ボランティアセンターの運営を担う社会福祉協議会において受付をし、登録を行っていた

だくという流れになります。そして、ボランティアの方々をお願いする活動として想定されますのが、被災者に対する炊き出しや救援物資の調達や配分、また、避難所内の要望等の取りまとめや清掃、さらには、被害調査など多岐にわたることとなり、これらを踏まえ、ボランティアをする側、そしてされる側の調整、すなわちマッチングを行います。そこで、今回、議員がご質問されておられます被災者の自宅のごみや壊れたり汚染された家財道具の搬出作業や片づけなど、特に高齢の被災者の方にとっては、ニーズの高い活動支援に結びつくことが期待されます。

このように、有事においては、ボランティア活動の受入れは必要不可欠であると同時に、そのボランティアの方たちのお力を最大限有効に活用できるよう、ふだんから災害ボランティアセンターの運営についての訓練も行っていきたいと考えております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

最後に、市長にお聞きいたします。災害に強い葛城市では、被災された市民が傷心状態で災害ごみの片づけをされることになってますが、その処理の取組についてどのようにお考えなのか、お聞かせ願ひます。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 災害対策本部長としてまず考えることは、災害廃棄物の処理に当たっては、まず、災害の種類ですとか、時期ですとか、規模ですとか、地域がどこだとか、そういうような状況がいろいろ出てくると思います。その中でまず優先すべきは、市民皆様方の健康への配慮と安全の確保、そして環境衛生面の安全・安心のための迅速な対応ができるように、コロナの場合も同じなんですけども、陣頭指揮を執っていく覚悟でございます。平素から市民皆様のご協力の下に進めさせていただいております一般廃棄物の分別、選別、再生利用など減量化も考慮しつつ、といいますのが、平時とはまた違う法律の解釈の中で、どのように被災された方の災害廃棄物の処理ができるのかというのが、非常に微妙な部分が出てくるのかなという考えを持っております。適正かつ円滑、迅速に処理できるよう、引き続き国、県をはじめとする関係団体と連携、維持強化に努め、発災時に指針となる計画等を基本としつつも、被災状況に応じて、柔軟で実効性の高い住民皆様に寄り添った体制を整えるように考えていきたいと思っております。

昨今ちょっと考えておりますのが、被災の規模について、非常に微妙な問題が出てくるのかなと。例えば大地震があつて、大規模な被災状況になった。もしくは、市全体が、土砂災害も含めているような自然状況の中で大規模な被災状況になったとは別の、また地域が限られた状態の中での被災状況も考えられると思っております。そのようなときに、平時の廃棄物処理と、それと被災瓦礫の処理との法律的な解釈をどの辺に求めるのかというのが微妙な問題になってくるのかなと思っております。その辺の研究も含めまして、市民の皆様方が、被災された人というのは本当にもう大変な状況でございますので、それを助けるというのは当然行政の責務でございますので、最大限果たしていきたいと感じておるところでございます。以上でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。災害はいつ起こるか分かりません。葛城市も、いつ大雨被害に遭うか分からない、そういう昨今の状況でございますので、そういうことがないように思いたいところでありますが、起こったときに、市民の安全・安心のために行政が素早く対応してもらえるものと私は考えて、私のこの一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

梨本議長 坂本議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午後 1時00分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

西川議員 皆様、改めまして、お疲れさまです。こんにちは。西川善浩でございます。今、議長のお許しを得ましたので、一般質問のほうをさせていただきたいと思ひます。

私のほうからは2点でございます。幼稚園の幼稚園型認定こども園化について。もう一つは、0歳から2歳児の第2子以降の保育料完全無償化についてでございます。

これよりは質問席にて行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 皆さん、お疲れさまでございます。先日、こども議会のほう、僕ら議員のほうも控室で拝聴させていただきました。本当に闊達な議論というか、20周年の市制に向けた取組であるとか、あと、また一般質問をしっかりと組み上げてこられて、ほんで、また本会議同様にやられていて、ほんでほんまに心強いなと思ったところでございます。一つちょっと今日の一般質問とかを見ていても違うところが、理事者の方々の顔がこわばっているというか、こども議会のときはみんなほんまに何かこう、にこにことして、議論をこうしていこうかなど。もう今日見ていたら、ほんまにずっと険しい顔をされているので、今から質問していきますけど、ひとつご容赦いただきたいと思います。子ども、今話しましたが、僕、今から質問もこの葛城市に住み暮らしていく、育っていく子どもたち、ほんまに宝でございます、葛城市の。子の未来に向けてきっちりと質問をしていきたいと思ひますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、1つ目の質問のほうに入らせていただきます。前回、一番最初、僕が議員にならせていただいたときに質問をさせていただいたことも重複していくんですけども、再度お尋ねをしていきたいというところでございます。それから時間もたつて、教育、そして保育を必要とされる子どもたちやその保護者を取り巻く環境というのも随分変わってきております。本市においても、磐城小学校附属幼稚園が認定こども園化され、小規模保育所については、當麻地区、そして新庄地区に設置され、来年には、民間の幼保連携一体型の認定こども

園が當麻地区内に設置予定をされております。また、保護者においては、ここ最近本当に物価高騰のあおりを受けて、より以上に就労をしなくてはならない状況になってきている実情もあります。そういった時代のニーズに合った転換する試みも本当に必要になってきておるといふうに感じておるところでございます。そこで、各市内幼稚園の幼稚園型認定こども園化について、葛城市の見解を再度伺っていきたいと思います。そこでまず、今年度、各公立幼稚園の在籍数及び毎年ごとの傾向というのはどのようになっておるでしょうか。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 皆さん、こんにちは。教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今年度の各公立幼稚園の在籍数及び傾向について申し上げます。市内の公立幼稚園の定員数と利用率につきまして、1園ずつの定員数と、令和5年5月1日現在の学校基本調査によります在籍数での利用率を申し上げます。まず、新庄小学校附属幼稚園の定員数200名、在籍数は115名で利用率は57.5%。忍海小学校附属幼稚園の定員数100名、在籍数は48名で利用率は48%。新庄北小学校附属幼稚園の定員数100名、在籍数は16名で利用率は16%。當麻小学校附属幼稚園の定員数100名、在籍数は38名で利用率は38%となっております。傾向につきましては、若干の減少傾向でございます。

以上でございます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 そうですね、僕が約2年前、同じ質問をしたときと比べても、當麻小学校附属幼稚園以外は利用者数が減少をやっぱりしてきているというところがございます。

それでは、令和2年度より、この各幼稚園で預かり保育というのを実施されております。その利用者、ちょっとここ2年、3年ぐらいのことやから、まだちょっと今様子を見ているというところかもしれませんけど、この利用者の推移というのはどのようになって変化してきたかというところをお聞かせください。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 預かり保育についてのお問いでございます。公立幼稚園では教育時間終了後などに、幼稚園において希望する在園児を預かり、教育活動を行うことにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的としまして、午後2時から午後4時30分までの時間で預かり保育を行っております。令和2年4月から実施しており、当初は月、火、木、金曜日の週4日でしたが、令和4年4月からは水曜日も含めた週5日間、預かり保育を行っております。

次に、預かり保育の利用者の推移でございます。公立幼稚園4園の合計児童数で申し上げます。令和2年度では、児童244人のうち預かり保育の利用者は58人で、利用率は23.8%。令和3年度では、児童230人のうち預かり保育の利用者は79人で、利用率は34.4%。令和4年度では、児童220人のうち預かり保育の利用者は86人で、利用率は39.1%となっております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 今、部長のほうからご回答あったんですけども、預かり保育については、本当に先生方の

ご努力のおかげで、保護者の方々、子育て支援の本当に充実を図っていただいているというところで、本当に感謝をしたいなというところがございます。今ご回答にあったように、幼稚園の利用者数は下がっておるんです。せやけど、預かり保育については、まだ3年目ですけども、周知の加減もあると思いますけど、年々増加をしてくれておるというところがございます。約4割、昨年度で言うたら約4割の方がこの預かり保育というのを利用されたというところがございます。これが、ご自身の就労の加減であるのか、また、自分のライフワークといいますか、時間をつくりたいと思われている方の、どういう事情かというのはちょっと調査もしていませんから分かりませんが、利用者数は確実に上がっているというところがございます。

それでは、各市内保育所というのは、これも2年前に聞かせてもらっているんですけど、これの弾力運営の割合というのをちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 皆様、こんにちは。こども未来創造部の中井です。よろしくお願いたします。

まず、保育所のほうの状況についてご説明させていただきます。1園ずつの定員数と、令和5年8月1日現在の在籍数及び利用率を申し上げます。まず、葛城市内の私立の保育園につきましては、華表保育園が定員200名で在籍数が251名、利用率が126%。浄正院保育園が定員170名で在籍数が182名、利用率が107%。はじかみ保育園が定員120名で在籍数が134名、利用率が112%。新庄せいかナーサリーが定員19名で在籍数が19名、利用率が100%。アートチャイルドケア奈良葛城が定員19名で現在の在籍数が17名ですが、年度末には19名になる予定となっております。現在の利用率といたしましては、利用率が89%となります。

次に、公立につきましては、磐城第1保育所が定員90名で在籍数が99名、利用率が110%。磐城第2保育所が定員200名で在籍数が244名で、利用率が122%。當麻第1保育所が定員90名で在籍数が81名、利用率が90%となっております。また、磐城認定こども園につきましては、2号認定の定員が100名で在籍数が22名、利用率が22%。同じく磐城認定こども園の1号認定の定員が100名で在籍数が90名、利用率が90%。磐城認定こども園の総計といたしましては、3号認定を含めずに200名の定員で在籍数が112名、利用率が56%となっております。現在、定員を超えて受け入れている施設は、公立と私立の保育所8施設中の5施設となります。児童数の傾向については増加傾向であります。お願いたします。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 保育園に関しては、やっぱり年々在籍数増加をしているんですけども、これに関しては、3号認定、0歳から2歳児のお子さんも保育園はありますので、一概に幼稚園と比較するという事は難しいとは思いますが、保育のニーズが高まっているということの実情というのはあるのかなというふうに感じておるところでございます。今、磐城認定こども園については、まだ定員が五十何%というところなんですけども、これについて、まず、今度、給食施設とかもできて、3号認定の方、0歳から2歳児も受入れしていくというところも含めて、これから、磐城認定こども園の今の現状というのをもうちょっと詳しく教えてもらえ

るでしょうか。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部、中井でございます。

現在の磐城認定こども園の現状についてお答えさせていただきます。令和4年4月より、幼保連携型認定こども園として葛城市立磐城認定こども園が開園いたしまして、現在2年目を迎えております。現在の認定こども園の令和5年8月1日の児童数の現状といたしましては、1号認定の定員が100名で在籍数が90名、2号認定の定員が100名で在籍数が22名の総計112名の園児が在籍しております。また、保護者の働き方が変わり、幼稚園部分の1号認定から保育所部分の2号認定への移行児童につきましては、昨年度、令和4年度中は3名でございました。親の就労状況の変更による児童の転園の必要がなかった例となります。磐城認定こども園の運営時間は、2号認定児につきましては、平日は7時30分から19時まで、土曜日は7時30分から14時まで、1号認定児につきましては、平日は8時30分からの登園で14時まで、預かり児につきましては16時30分までとなっております。日中は、1号認定と2号認定児は同じクラスでクラス運営をしております。

また、来年度の令和6年4月からは、磐城第1保育所が移行し、0歳児から5歳児までの認定こども園として始まっていく予定でございます。お願いいたします。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 現状はやっぱり定員にはもちろん今、満たしてはいるものの、来年度よりは磐城第1保育所が移行をしていくということで、在籍する園児の方も増える見込みであるといった答弁かなというところではございました。特に2号、3号の認定のお子さんが増えてくるということではございます。現在は2号認定児の在籍数は22名であるけれども、定員近くまで伸びてくるのではないかなと。そこまで伸びるかどうかなというのはちょっと分からないですけど、それぐらいちょっと伸びてくるというところではございます。これまでは、この質問は、現状の教育、保育というのを必要とされている方々の背景というものを数字によって今現状を示していただきました。恐らく今後においても、園において、子どもたちを少しでも長く、夏休みや冬休み期間にあっても預けたいと、保育のニーズが高まっていくであろうと推察をされます。そこで、幼稚園型、2号認定、僕はもう2号認定でいいかなと思ってるので2号認定にするメリット、また課題といったものはどのようなことが考えられますでしょうか。これ、ちょっと教育部とこども未来創造部と両方にちょっとお尋ねします。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。

まず、こども未来創造部のほうからのお答えをさせていただきます。幼稚園型認定こども園につきましては、その形態の特徴といたしましては、形態は学校に分類され、幼稚園で保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えているタイプとなります。開園日や開園時間につきましては、地域の実情に応じて設定することが可能となります。従来の公立幼稚園では、1号認定の園児のみが利用可能であります。仮に幼稚園型認定こども園に移行した場合は、保育所部分の2号及び3号認定の園児を受け入れること

が制度的には可能となります。メリットといたしましては、保護者の働き方が変更になり、長時間の保育が必要になった場合でも、保育所へ転園する必要がなく、同じ園に通うことができることとございます。課題といたしましては、認定こども園に移行することにより、施設の整備の必要が出る箇所がございます。主なものといたしましては、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備の整備です。加えて、保育時間が延長されることによる職員の増員などがございます。

以上でございます。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 私のほうからもご答弁させていただきます。

幼稚園型認定こども園につきましては、先ほどのこども未来創造部の答弁でもございましたが、区分は学校に分類されており、従来の幼稚園に保育所機能を加えたものになりますので、幼保連携型や保育所型など、他の認定こども園と比べ、保育よりも幼児教育に係るウェイトが大きくなります。幼稚園側から見たメリットといたしましては、保育所機能が加わるものの、今までの幼稚園運営をベースとしますので、入園されている園児や保護者、また現場の職員にとりましても、他の認定こども園に移行する場合と比べ、幼稚園型認定こども園への移行は比較的スムーズなのではと推察いたします。また、入園中の保護者が専業主婦から就労に移行される場合や就労時間を延長される場合、フルタイムで働かれる場合など、ライフスタイルの変化があった場合にも、保育所に転園することなく、引き続きの通園が可能になります。小学校への入学の際には、引き続きお友達と一緒に校区の小学校に通えることや、小学校との連携が密に図りやすいというメリットも考えられます。併せて、幼稚園型認定こども園につきましては、開園日や開園時間などは地域の実情に応じて設定することができますので、その点も利点であると考えます。

次に、課題についてでございます。まず、給食をどのように提供するのかを考えなければなりません。認定こども園になりますと、今まではお休み期間であった夏休みや冬休み、春休みも通常保育を行うこととなります。現在、学校給食センターから給食を提供いただいておりますが、学校給食センターが休みの時間、給食の提供をどこからお願いするのが課題となります。また、幼稚園型認定こども園の受入年齢を3歳以上にするのか、3歳未満も受け入れるのかによって、給食や調理設備、調理室の課題が出てまいります。年齢の設定によっては、調理室の整備も必要になります。そのほかには、入園人数が少ない場合でも、認定こども園化によって保育時間が延長になる部分の保育士資格を持った職員の人員配置が必要になりますので、幼稚園型認定こども園においても、保育士の確保が課題となります。送迎の駐車場の確保、また、今各園の運営にご協力いただいているPTA活動の今後のありようなどにつきましても、検討する課題となるのではと考えます。

以上でございます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 そしたら、こども未来創造部にちょっと再度お尋ねするんですけども、これ、幼稚園型になったときに待機児童、今、葛城市でも問題になっていますけど、待機児童の対策の解消と

いうのにはつながりますか。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部、中井でございます。

まず、待機児童対策の解消についてのお話になるかと思います。現在、こども未来課の課題となっております待機児童対策につきましては、現在、待機児童は、主に0歳から2歳が多く発生しております。3歳以上を対象としたこども園とするならば、待機児童対策としての課題の解消になることは難しいとは考えております。ただし、現在、公立保育所在籍の3歳児以上の児童が、各校区の幼稚園型認定こども園に入園または転園する現象が起これば、待機児童の受入れが可能になる可能性はあるとは考えております。よろしく申し上げます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 そうですね、今ただいま、教育部とこども未来創造部とおのおのの立場から、メリット、また課題点というのをご回答いただきました。ここで、僕の考えをお話しさせていただきますと、まず、先ほどご回答に、教育部のほうからも回答にあったんですけども、小学校との連携が今までと同様に密に図れるということがこれ大前提でございます。決して附属幼稚園というのをなくすと言っていることではないということでございますね。そして、これを行うことによって、今こども未来創造部からあったように、部長からもあったように待機児童の解消というのには、直接の解消になるとはもちろん考えておりません。しかし、幼稚園型認定こども園にすること、なることで、幅広く選択肢を増やすことによって、就学前のお子様方への様々な教育や保育ニーズに応えることができると。そして、それぞれのご家庭の保育の必要性に応じた対応が幼稚園でできるとともに、今までの幼稚園の幼児教育というところを、幼児教育のサービスというところを幅広いご家庭に届けていきやすくなるというところではないかと考えているところでございます。

それと、幼稚園型認定こども園にすることで、もう一つの課題解消というのが、その課題というのは、地域によって提供している保育、教育施設に違いがあるということでございます。當麻地区には、先ほどもお話しさせてもらったように磐城認定こども園があり、来年には民間の認定こども園が誕生いたします。これについては、本当に待機児童対策の解消や保育、教育のサービスの充実になって、非常に本当に喜ばしいことであるというふうに感じておるんですけども、それらの地域で、それらの園を利用されるという方にとっては本当に選択肢が増えているわけですね。そやけども、新庄地区のほうは選択肢が少ないということにならないためにも、この2号認定の幼稚園型認定こども園というのは必要ではないかというふうにご考慮しているところでございます。この、本当に今のお話、答弁にもありましたし、課題も見えてきておりますし、その辺を踏まえて、僕の考えも踏まえて、市長にちょっと答弁をいただきたいんですけども、これに関してね。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。幼稚園型の認定こども園に限定した質問やという理解の仕方をさせていただきました。この考え方というのは、多分これから検討する余地というのは大いにあるのかなと思ってお話を聞いておりました。今まででしたら、ある種幼稚園、保育

所というのはもう分離した形であったんですけども、その発端はといいますと、どちらかというと、幼稚園が運営しにくくなる中で認定こども園化するというような流れで来ているというのが実情やと思います。ですので、私立の幼稚園に関しましても、認定こども園化されているところが出てきているように理解をしております。ただ、葛城市におきましては、旧新庄町と旧當麻町で、従来からの運営方法が保育所については違っておりました。ですので、特に旧新庄町地区におかれましては、私立の保育園に非常にお世話になってきているというところがございます。ですので、そのような影響も鑑みながら、歴史を第一に考えながら、対応していく必要があるのかなと感じております。現在、當麻地区につきましては、私立の認定こども園、来年から来ていただきます。公立の認定こども園は、もう運営しておるところではございますが、本格的な運営は来年からになります。その動向を確かめながら、今後の検討課題にさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。市長のほうから、旧新庄町のやっぱり歴史的な背景というところもお話をいただきました。これ、今僕の考えでは幼稚園型、もちろんそこ、僕も保育園、通わせてもらっておりました、もちろん。ほんで、僕は幼稚園も行かせてもらっています。それから保育園と幼稚園、両方行かせてもらっているんですけど。もちろんその背景も考えやなあかんですけど、2号認定というところで、保育所、0歳から大体預かってずっといかれるかなと思っています、僕の中では。しっかりともちろんその保育所、旧新庄町の方、ずっと運営をしていただいている方にもちゃんと説明はせんあかんと思うんですけど、今の、さっきも数字で示したような、やっぱりニーズというところ、やっぱり選択肢も含めてしっかりと考えていただきたいなというところがございます。ほんで、先日、今日、教育長には答弁求めないということ言うていたんですけど、先日、教育長ともこのことについてちょっと話させていただきました。僕もやっぱり幼児教育、これ幼小連携、きっちりそこというのは残していきたいし、幼児教育というところも、教育長が、やっぱりそこを大事にしてはるという思いも伝わっておりますし、やはりそこについては、幼稚園というのを残しながら、ただ残す、今はやっぱり幼稚園というの、さっきも数字で示したように、ニーズが下がってきているのが事実。やっぱりどっかで歯止めを利かさんなあかんというところに関して、僕はこの2号認定の幼稚園型ということを提案しておるわけです。そやから、その幼稚園型の教育、幼稚教育というところを残すためにも、ぜひともこれは取り入れていきたいなと、いつていただきたいなというところを市長のほうにまた検討いただけたらなというところがございます。それで、僕の次の質問のほうに移らせていただきます。

それでは、続いては、保育所など、保育料の第2子の完全無償化についてというところでございます。子育て支援及び本市における少子化対策の1つとして、第2子以降、0歳から2歳児の保育料完全無償化について、本市の新たな支援策として必要であると感じておるところでございます。このことについて葛城市の見解を伺っていききたいというところがございます。まずは、葛城市の保育所等保育料の第2子と第3子以降の算定方法を伺いたいと思

います。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部、中井でございます。お願いいたします。

まず、葛城市におきましては、第2子以降の保育料の算定においては、国の基準に準じております。まず基本は、小学校就学前の範囲内で同時に保育所等に入所している場合は、第2子は半額、第3子以降は無料となっております。ただし、市町村民税所得割課税額が5万7,700円未満の世帯は、対象第1子の年齢制限はなくなっております。加えて、市町村民税所得割課税額が7万7,101円未満で、ひとり親や障がい者世帯の軽減措置の適用がある世帯は、第2子以降は無料となります。その際の対象第1子の年齢制限はございません。以上が、現在の葛城市における第2子以降の保育料設定に係る基準となっております。よろしく願いします。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。葛城市としては、国が定めた基準というのにもうのっとなって運用されているというところがございます。最近、近隣市においては、これとは別に独自の施策として条例を定めて、第2子以降の0歳から2歳児の保育料無償化というのを実施されているというふうに聞き及んでおります。調べていただいていると思うので、ちょっと他市の状況というのを教えていただけますでしょうか。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 お答えさせていただきます。

まず、奈良県内11市の状況につきましては、既に第2子に係る保育料の無償化を実施しているのは3市ありまして、現在、また実施を検討されている市もあるということは伺っております。実施されている3市の対象第1子目の年齢につきましては、18歳未満としている市が1つで、その他の2市については、第1子の年齢制限を限定しておられません。お願いいたします。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 実施をされている市というのは3市、12市のうち3市あるというところがございます、検討している市については幾つかあるということですねんけど、僕の情報では4市ぐらいあるというふうに、今聞いております。ということは、もう結構そうやって検討していつているところが多いように思っているんですけどね。これについて、それは各市によって、もちろん第2子以降、どんだけ人数がおんねんとかいう状況ももちろん違うし、葛城市にとつたらどれぐらいのお金がかかっていくんやろということが、ちょっと気になるところでございますので、これについて費用というのを、保育料、例えば第2子以降、無償化になったとして、かかる費用というのはどれぐらい、概算なると思いますが、予算のほうは必要となるか、ちょっと教えてください。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 お答えさせていただきます。

費用につきましては、国の基準以外の支援分につきましては、全て一般財源となります。

例えば、年齢制限を撤廃して、第2子保育料無償化を行ったときに、保護者が実際どれぐらいの負担が軽くなるかを例で申し上げます。まず第1子、1人目が小学生で、第2子が2歳児であった場合、保育料が当市で最も割合の多い第5階層と仮定した場合、現行では第2子は半額の対象となりませんので、保護者は月3万5,000円の負担となりますが、完全無償化を行った場合は第2子は無償となりますので、月3万5,000円で年間42万円の軽減額となります。もちろんこの年間42万円については、全て一般財源となります。また、完全無償化したときの当市の費用負担につきましては、現在の概算ですけれども、もし令和5年4月の時点の人数から割り出したところ、第2子以降の対象者が260人程度おりますので、1か月平均軽減している費用が2万5,000円程度となっておるところから、おおよそ1か月650万円程度の費用負担が発生し、かつ、第1子の年齢制限を撤廃した場合と、人口増加に伴う児童数の増加も見込んでいく必要が出てまいりと思っております。お願いいたします。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 今ご回答にあったように、それどこで、これ、住民税のところからの加算、言うたら保育料みんなそれぞれ違うんですけど、一番多い階層で取っていただいたところで、今1か月大体約650万円かかるというところで、約1年間ですと約8,000万円ぐらいになってくるんですね、年間の予算。これ、でも、僕もほかの実施されている市に聞きましたら、有利な交付金であったり補助金であったりというのはないんですかという、どういうふうに運用してはるんですかというところを聞きましたところ、やっぱり皆さん、一般財源でやられておるといいう回答でございました。もしかしたら、今後は国の施策によって0歳から2歳児というのも、今3歳児以降は無償化になっていきますけど、0歳から2歳児というのも、もしかしたら無償化になっていく動きも出てくるかもしれませんけども、他市も、今、3市は実施されている。今、ほんで僕の情報によると4市は検討されていっている中で、この葛城市として、今後この葛城市の第2子以降保育料無償化というのをどういうふうに考えておるかというところ、これはもう完全に市長にしか答弁できないと思っておりますので、市長のほうよろしく願います。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。議員がおっしゃる検討している4市の中に葛城市が入っているかどうかというのはあれですけど、実は葛城市も検討しておるといいう実情でございます。考え方だけ、お話しさせていただけたらと思います。葛城市独自の最近の保育施設における子育て世帯の支援策として、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた市民への生活支援を目的として、市内の公立保育所、私立の保育園及び市外保育園に通所する園児を対象に給食費を助成いたしました。対象は令和2年6月から11月の6か月分、令和3年4月から7月の4か月分、令和4年9月から12月の4か月分の計14か月の給食費となり、総額6,694万209円の助成を行ったところでございます。

このように、コロナ禍という特殊な事情におきまして、通常のものとは異なる援助をしているというやり方でございます。これは、あくまで特殊な状況下においてということでございます。ただ、それ以外の、議員がご指摘いただきました行政サービスといたしましては、一

且入れるとそれを継続するという必要がございますので、継続的にできるかどうかの財源が確保できるのかというのが一番大きな問題になるところでございます。国のほうが、昨年来、話ししているのが、異次元の子育て対策をしますという話が出ております。まず、その分析をしていたというのが正直なところでございます。どういう分野にどのような、国としての投資をされるのか。そのことによって、地方にどのような影響が出るのか、どのようなサービスを追加できるのかということ进行分析していたところでございます。それと、実際的には、もう数字自体は約8,000万円かかるという数字はもう春先から押さえておりましたので、ですので、その財源をどのように確保するのか、それと、議員のご指摘の国の動向が、臆測が入りますので確定ではございませんが、ほぼある種の方向を向いているということも考えながら、実際の制度設計の検討に入れという指示は終わっているところでございます。その部分が確定いたしましたら、また、議員皆様方にそのことをご相談させていただきたいという思いでおります。あくまで、今は検討の段階でございますが、前向きな検討をしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。僕、検討されているのを知らなかったもので、その4市の中には入っていませんけども。今、僕の今の一般質問とさせてもらって、その先を、先というよりももうやっただいているということに関してはありがたいなと思いますし、これについては、先ほど子ども園化をするというようなことのいろんな課題を乗り越えやなん部分じゃなくて、おっしゃるように、これ1択で財源だけです、僕の思うところは。これについて、市長がどういう方向で施策をどっち向くかというところの、言うたら判断になるだけかなというところでございます。それから、ぜひともやっぱり一番当初にもお話しさせてもらったように、この葛城市で住んでいく子どもたち、育ていく子どもたち、そしてほんまに宝でございますので、この明るい葛城市の子どもたちの未来も市長は担っていかなあかんところですので、しっかりとこういう施策を前向きに検討して行って、そしてよりよい葛城市、やっぱり住んでいてよかったなと思ってもらえる、そして、葛城市にとどまってもらえるような、そういう施策をしっかりと打っていただきたいというところで、私の一般質問を閉じさせていただきたいというところでございます。ありがとうございます。

杉本副議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 改めまして、皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安です。今回3つ質問したいと考えております。1つ目は、子ども医療費助成の完全無償化に向けて。2つ目は、マイナンバーカードと健康保険証のことについて伺います。最後に、葛城市指定管理者制度の運用状況について、前回に引き続き質問させていただきます。

これよりの質問は質問席にて行います。よろしく申し上げます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 では、子ども医療費助成の完全無償化に向けての施策について、幾つか質問させていただきます。まず最初に、葛城市は18歳までの医療費助成を実施しておりますけれども、これはいつから実施されているのでしょうか。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平成31年4月より実施させていただいております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市は県内でも先駆けて実施されたわけですけれども、当時、平成31年4月時点で、18歳までの医療費助成を行っていた県内の市町村は幾つあったのでしょうか。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 本市以外には、2町4村が医療費助成を18歳まで拡大実施していました。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。市で実施しているところはなかったわけでありまして。これは、阿古市長が公約として掲げられていたことでありましてから、大変葛城市独自の一般会計からの財源支出で、中学校卒業後、高校生段階での年齢で、葛城市が先駆けて行った事業であったと思います。そこで、次にお伺いしますけれども、葛城市の16歳から18歳までの子ども医療費助成、これ葛城市の単独の予算で賄ってきましたけれども、奈良県は中学生まで、それまでは助成をしておいたわけでありまして。ところが奈良県におきましても、18歳までの医療費助成、これについて、今どのような支援を行っているのか、あるいは行おうとされているのか、県の動きについてお伺いします。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 現在県内では、全市町村が18歳まで医療費助成を行っております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 そうですね。県内で全部の市町村が今、行うようになったんですけれども、この行うようになったきっかけは、県が助成をやりたいということがあったので、前倒ししてちょっとやったわけですけども、私もちょっと質問1個飛ばしましたので、申し訳ないんですけども、県は、これどういうふうなことをやろうというふうになされているのか、今実際されているのかどうか、ちょっとこれをお伺いします。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 本年8月から、県内全市町村が、子ども医療費助成対象を18歳まで拡大したことを受けて、奈良県子ども医療費助成事業補助金交付要綱を改正し、県の補助対象者を中学生までから18歳までにされました。これによって、これまで葛城市の単独事業でありました18歳までの医療費助成に要する経費とかが、2分の1が県の補助を充てられるようになっております。同時に、県の補助に係る所得制限についても撤廃されましたので、子ども医療全対象者が県補助金の対象となり、子ども医療費助成に要する経費の2分の1が県の補助を充てられるようになっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。葛城市はそういうふうには先駆けたわけですが、今、県はそういう動きをして、県内全ての市町村が今、18歳までの医療費助成を行っている。この8月からというご答弁でした。私は、子ども医療費助成ということについては2つ柱があると思っております。1つは、窓口での支払いを立替払いではなくて、現物給付にする。つまり、窓口で支払いが必要なくなるとということが1つ。もう一つは、一部負担金でありますワンレセプト当たり月窓口では500円、入院時に1,000円毎月かかるこの一部負担金をなくす。これで完全無償化というふうを考えるわけですが、そこで質問しますけど、まず、この現物給付がどうなっているかということでもあります。葛城市の子ども医療費助成における現物給付は、現在どうなっているのでしょうか。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 現物給付方式を導入すると、不要不急の受診が増えるおそれがあることから、国は現状、小学生以上の導入については、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置の対象としております。加えて、現状システムの改修も必要で、市単独の新たな財政負担が生じますので、現物給付化の年齢拡大に向けて、県や他市町村、関係機関と連携を図りながら、国に対しては、全国市長会、国保中央会を通して、国庫負担金減額調整措置撤廃の要望を続けてまいりました。令和元年8月から未就学児への国庫負担金減額調整措置が撤廃されまして、これによって、本市を含む県内全市町村において、未就学児については現物給付方式としております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。現物給付方式が未就学児までは今行われているということでありました。では、奈良県内で小学生以上の子ども医療費に、つまり、未就学児ではなくて小学校に入ってから以降の子ども医療費に、現物給付方式を市町村独自で導入されているところは県内あるのでしょうか。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 奈良市が本年6月診療分から、小・中学生への現物支給を開始しています。その他の市町村はございません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 次に、一部負担金のほうですけどね、今度は、お伺いしますが、葛城市の子ども医療費助成における一部負担金は、今免除されているのでしょうか。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 一部負担金の免除はしておりませんが、一部負担金の県の基準は、小学生以上の通院が、1つの医療機関ごとに1か月1,000円であるところを、本市ではその半額を市が助成し、500円とさせていただいております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。では次に、県内で現在の段階で、市町村独自に一部負担金をゼロ、葛城市は半額負担ということではしていただいているわけですが、そうした市町村はあるのでしょうか。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 本年8月現在で5町10村がございます。市では、生駒市、橿原市の2市で、未就学児のみ一部負担金を免除しています。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 市としては、生駒市、橿原市が、未就学児、一部負担金をゼロにしているという状況であります。私はこの問題を取り上げるのは、問題意識として、県段階で福井県が初めて未就学児の一部負担金をゼロにしました、乳幼児の。乳幼児ですね、未就学児というより乳幼児の一部負担金をゼロにしました。その効果として書いた記事を見たことがあります。虫歯の治癒率が劇的に改善したと。子どもの健康において、歯は大変大事だし、生涯にわたる健康にも影響を及ぼすので、今後、未就学児に対して一部負担金をゼロにして、言ってみれば未就学児の現物支給もありますから、お財布なしに歯医者にいつでもかかれると。それで、虫歯の治癒率が劇的に改善したと。そういう記事を見まして、これは大変すばらしい施策だなと思ったのがきっかけであります。

もう一つのきっかけは、実は葛城市、若い世帯の方が他市から転入される方は大変多いです。その中の方に、ある方がびっくりしましたと。私は前住んでいたところ、財布なしに、お医者さんへ子どもを連れていったので、非常に慌ただしかったから、ああ、財布忘れたと思ってかかったら、いや、葛城市はお金が必要と。窓口で一部負担金があると。びっくりして、すごく恥かいたんですと。これ何とかありませんかというのが議員に出るときにちょうどお話しした方のお話がありましてね。今、未就学児は現物給付になっているので、一部負担金を今、橿原市、それから生駒市と近隣市でやっていますので、先ほど西川議員の質問もありました保育の問題もそうですけど、葛城市より進んでいる子ども施策をやっているところから葛城市に入られた方が、子育てしやすいまちと聞いていたのに、ええっということ、私もよく言われることがあるんです。もちろんまちづくりですから、市長のお考えがあると思うんですが、私は子どもの健康という観点から非常に効果が大きいものだと、この一部負担金をなくすという取組が大きいものだと思っています。それで、既に2市で、そういうことを取組をやっているところも出てきておりますので、これまで葛城市が一番進んでいた子ども医療費施策だったと思うんですけれども、今こういう状態になっていますので、これちょっとまた、後で市長にお伺いしたいと思っておりますけれども、そういう問題意識で私、今、質問しております。

では、次にお伺いいたしますけれども、先ほどありました財源の問題になるんですけれども、葛城市の16歳から18歳までの医療費助成において、令和3年度決算で幾ら支出しているでしょうか。市の単独の負担というのは幾らになっているかお聞かせください。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 令和3年度の決算額は1,243万3,412円でございます。この額から県の補助金額というのがございますので、県の補助率2分の1でございます。先ほどの一部負担金の差額分というのが撤廃されますと、520万円というのが余剰金となってまいります。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 県の補助金が2分の1入るから、520万円ぐらい入ってくるだろうということでありました。そこで、ちょっと最後に市長にお伺いしたいんですけども、こうした財源、新たにこれまで葛城市が負担していたところが県の補助金もいただくことになりましたので、何とか、子ども医療費の完全無償化に向けて、一步でも前に進める施策を取っていただきたいと考えているんですけども、市長の見解を伺います。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。奈良県内の市町村の子育て支援施策が進んでいくということは、葛城市にとっても非常にうれしいことやと感じております。そういう意味におきまして、葛城市も切磋琢磨しながら子育て施策に励んでいきたい。ただ、子育て施策としては、総合トータルの中での判断になっていくのかなと思います。当然財源がついてきますものですから、その財源の許す範囲で何ができるのかという選択になると考えております。葛城市では、子ども医療費助成制度を子育て支援、少子化対策施策の一環と位置づけております。医療は子どもの健やかな成長、発達に欠かせないものであり、医療における保護者の経済的負担の軽減を図ることは必要であると認識をしております。0歳から18歳までの医療費を完全無償化にするために、新たに必要となる財源を年間2,300万円と見込んでおります。本年8月から、県の子ども医療費の補助対象が18歳に拡大され、所得制限も撤廃されたことで生じる剰余金の活用を含め、子ども医療費の完全無償化を進めたいと考えております。また、ご相談を申し上げたいと思いますので、議員の皆様方にはよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 阿古市長におかれましては、県内で最も市としては早く、18歳までの医療費助成をして、ある意味では県の自治体を引っ張ったというふうなところがあるかと思いますが、大変心強いご答弁であったと思いますので、どうかよろしくお願いたします。私自身は、少子化対策というのもそうですけど、子どもの健康という点から、やはり一部負担金、未就学児をなくして、歯の治療、これは非常に家庭の格差が大きい分野でありまして、学校保健の中でも、やはりゆとりのないご家庭ほど大変だということを知っておりますので、子どもの健康という点からもぜひお願いしたいと思います。以上として、次の柱の質問に移らせていただきます。

次の、ちょっとその前に国民健康保険制度についてちょっとお伺いします。同じ医療なんですけども、子どもの均等割について、この間私、いろいろ質問してまいりました。国民健康保険制度における子どもの均等割ですけれども、これ現在どのような負担軽減が行われておりますか。教えてください。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険被保険者の子ども均等割については、多子世帯や低所得世帯のみの制限をかけず、広く子どものいる世帯に対して一律に軽減を行うことを目的として、令和4年4月より、6歳に達した日以降、最初の3月31日以前までの被保険者、いわゆる未就学児に係る均等割保険税について、2分の1の軽減が

行われています。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 この国民健康保険制度の子ども均等割については、協会けんぽとか組合健保、あるいは共济組合など、言ってみれば扶養家族には、社会保険料、医療保険料はかかりませんが、国民健康保険については、所得のない子どもも対象として均等割が掛けられるんです。だから、子どもが多いほど保険料が大変になると。普通子ども、所得発生しませんから、扶養家族として保険料が発生しない。ほかの保険組合と同じようにすればいいんですけれども、国民健康保険はそうっていないということで、全国知事会や全国市長会など、国に向けて毎年この改善を求めてきた。それが令和4年4月から、やっとちょっと扉が開いたということだろうと思うんですが、私は、これも未就学児だけを対象にした半額の減免にすぎませんから、更に改善すべきだと考えます。そこでお伺いしますが、地方自治体独自の措置として子どもの均等割額負担をゼロにしている地方自治体は、全国にあるのでしょうか、県内にありますか、お聞かせください。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 自治体が条例で独自に軽減の対象者を拡大したり、軽減額を拡充することについて、厚生労働省は、国民健康保険税を賦課する際、国の基準を超えて独自に保険税の減額賦課について条例で定めることはできない。国民健康保険税の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとし、自治体が独自に軽減額を拡充することは、法令違反となる旨、示しており、奈良県内では、未就学児を含む均等割負担をゼロにしている市町村はございません。ただ、全国には、東北地方で少数ではございますが、子どもの均等割軽減措置としてのゼロではなくて、災害など、個々の事情を勘案し、市の助成等を充てた減免等により、実質ゼロにしている自治体はございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 これは国の制度があって、なかなか厳しいなというところで、引き続き国に頑張ってもらいたいということで、やっていかざるを得ないというところかも分かりませんが、限られた財源の中で、何とか道を探っていただきたいというのが私の思いです。やっと扉が開いたということなので、これをぜひ大きくしていただきたいと思います。以上で、ちょっと幾つか予定していたんですけど、次の質問の柱に移らせていただきます。

マイナンバーカードと健康保険証のことについて、少しだけお伺いしたいと思っております。葛城市のマイナンバーカードの取得者の人数及び葛城市民の人口比から見て、どれぐらいになっているのかお聞かせください。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 葛城市におけるマイナンバーカードの交付状況は、本年8月20日現在で2万9,481人、交付率は78%となっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 8月20日現在、2万9,481人で、78%、人口比になっているということでありまして。そのうち保険証にひもづけるということで、マイナポイントなどで非常に宣伝されたわけですが

れども、保険証にひもづけることも併せて申請している、あるいはそのままひもつけている人、その人の人数はどうなっているか。そして、これ分かるかどうか分かりませんが、マイナンバーカードの取得者の中でどれぐらいの割合の方がひもづけをされているのか、健康保険証と、その比率が分かったら教えてください。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 マイナンバーカードの取得者のうち保険証にひもづけをされている人数は、国民健康保険以外の社会保険や共済組合など、それぞれの保険者でないと把握することができない部分がございます。本市が保険者である国民健康保険の被保険者では、本年の7月18日時点で、被保険者7,559人の56%に当たる4,233の方が、マイナンバーカードと保険証のひもづけをされています。そして、後期高齢者医療については、奈良県広域連合に照会いたしまして、本年6月末時点で、被保険者5,727人中53.8%に当たる3,081人がひもづけされている状況です。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 様々な保険組合とか保険者がいますので、葛城市で把握できるのは、国民健康保険制度及び後期高齢者医療の加入者に限られているということですが、マイナンバーカード、そういう国保加入者あるいは後期高齢者医療の対象者の方、マイナンバーカードをお持ちの方の中で保険にリンクしている方は、大体半分ちょっとと、56%、53.8%ということで約半数ちょっとと。これは、ほかのいろいろなところで見ましても、社会保険全体、医療保険全体としても大体60%までと言われているようです。人口比で保険証のリンクしているマイナンバーカードを持っている方は、人口比6割までいっていないと。だから、かなりの方がまだそういう状態にあるということであります。これは国の施策でもありますので、国で決まった、来年の秋には健康保険証を廃止する方向で話が進んでいるわけでありますけれども、様々な問題点が指摘されております。

それで、国の施策なんですけれども、今、前村部長がおっしゃった国民健康保険証、あるいは後期高齢者医療保険証になるんですか、これについても、交付者は葛城市ないしは広域連合ということになるわけですから、市民に対する医療給付をこうした方々には市として、やっぱり責任持ってやっていかなければならないということになるわけです。一番問題は、マイナンバーカードが申請しなければならないということなんです。しかし、障がいをお持ちの方とか、病気の方には、申請できない方もいらっしゃる。さらに、現在いろんな問題の中で懸念されていますのは、介護施設に入居されている方の問題です。いろんな要介護認定4・5で介護施設に入っておられる方、あるいは、認知症でグループホームなどに入っておられる方、そういう方々に対して、医療を受けなければならないときに、マイナンバーカードをこう窓口を持って行って、顔認証ができない場合は暗証番号を打たなければなりません。ところが、そういう方々が暗証番号をなかなか覚えられないということになるので、今、介護施設で問題になっておりますのは、マイナンバーカードと暗証番号を預かることになる。そうすると、ここにいろんな情報がひもづきますから、いろんなことが起こる可能性があるんで、この管理の負担、これが大きな問題になっているんですよ。どう管理するか、

間違いなくですね。これが大変なんです。

それで、もう一つは、やっぱり今そういうマイナンバーカードを持っておられない方には資格確認書を発行すると、5年を区切って、5年間の長期の交付をするというんですが、これが終わった後は申請になるんです。この資格確認書もですね。今のところ申請しなければならなくなっているんです。しかし、保険料を納めているんですから、保険者のほうが保険資格があることを証明するものを発行するのは、交付するのは、私当然の義務だと思うんですよ。申請しなければもらえないとなると、保険料払っているのに、保険確認をする資料がないということになりますから、マイナンバーカードそのものが本来申請方式になっていることの問題点と、そのない人に対して発行されるとされる資格確認書も、5年間は移行期間として交付するけど、それ以降は申請になると。こんな問題があるわけですね。少なくとも私は、葛城市が、この運用段階で、どう葛城市の市民の方、とりわけ国民健康保険、あるいは後期高齢者医療に加入されている方に対してちゃんと医療を提供できるようにするために、やるべきことがあると思うんです。それは何かというと、少なくとも介護施設に入居されている方に対しては、やっぱり保険者のほうが交付をすると。何らかの資格確認書なり、あるいは一番いいのは、もう私たちは保険証をなくすなどと言っているわけですがけれども、運用段階でどうなるのか分かりませんが、私はこういうことの準備、やっぱりこういう動きについてしっかり把握する必要があると思うんですけれども、私としては、先ほど言いました資格確認書で、少なくとも資格確認書で介護施設の入居者に対しては対応できるように準備しておくべきだと考えますけれども、この点について市長の見解を伺います。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、さきの通常国会で成立した法律、6月9日の公布から1年半以内に健康保険証を廃止することが定められております。その上で、厚生労働省は7月に現行の健康保険証の廃止後も、猶予期間として使用できる期間を当初より1年間延長し、2025年秋までとする方針を明らかにしました。また、8月の事務連絡では、認知症の高齢者など、介護施設に入居されている方々を想定し、政府が導入する暗証番号が不要なマイナンバーカードについて、現時点での概要を関係団体に明らかにしております。11月から導入予定とされている、こちらの暗証番号の設定不要なカードや資格確認書をご利用いただくのがよいかと考えております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 国のほうも、いろんな問題が医療機関からも出されて、様々な改善を行ってきて、対応をこれからやっていくと思えますけれども、運用段階で葛城市として、やはり細かく観察をしていただいて、対応策も考えていただきたいと。あくまで国任せにせず、必要なことは、問題点があれば対応していただきたいと。これは今後の問題ですので、しばらくこれは、これからどんな問題が起こるか、様々なことが起こると想定されますので、引き続き私も関心を持っていきたいと思っております。

それでは、最後の3つ目の質問に参ります。葛城市における指定管理者制度の運用状況に

ついて質問してまいります。まず最初に、前回、指定管理者制度はどういうものかということをお伺いしましたが、公共施設の運用については、指定管理者制度以前は、行政以外にその管理運営を委託する場合には、管理委託制度というものがございました。そこから指定管理者制度ということで、新たな制度もできたわけですが、この公共施設の管理委託制度と指定管理者制度の相違点はどこにあるのか。特に施設の使用料、利用料というふうな言い方になっておりますけれども、こうしたことについて法令上どうなっているのかお聞きします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣です。よろしくお願いいたします。

まず、指定管理者制度とそれ以前の管理委託制度の違いについてお答えさせていただきます。従来の地方自治法第244条による管理委託制度では、管理受託者が公の施設の設置者である自治体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行うものとなっており、当該施設の管理権限及び責任は自治体が有し、施設の利用承認等処分に該当する使用許可等は委託できない。また、管理受託者も公共団体や公共的団体及び自治体の出資法人等に限定されてきました。

次に、指定管理者制度については、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、それが公布、施行されたことに伴い、これまで、公共団体、公共的団体、地方自治団体の出資法人等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになりました。

次に、施設の使用料等についてお答えいたします。地方自治法第225条に、普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。また、地方自治法第228条において、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 指定管理者における利用料金などについては、どうでしょうか。今は使用料のことでお話ししておられましたけれども、なければこちらでちょっと補足はしておきますけれども。使用料というのは、公共施設について、先ほどありました管理委託制度においても、施設の管理者である行政のほうこれがこれを収納すると。そして、使用料については条例できちっと定めると。議会におきましても、前議会におきまして、葛城市におけるスポーツ施設について、使用料について検討しましたが、条例できちっと定めていくと。たとえこれをほかの管理者に任せたとしても、市が収納するということでしょうか。指定管理者制度になると、これは利用料金という名目で、この利用料金をこれは指定管理者が納めることができると。非常に大きな違いが出てまいりました。ここは後で問題になるところですので、そこをちょっと押さえておきたいと思っております。

私は、この指定管理者制度の運用については、前回もお聞きしましたし、今もおっしゃい

ましたけれども、広く民間事業者に公共施設の管理運営を任すと。なぜこのようになったかという、いわゆる公共施設を、例えばスポーツジムを経営するような人たちが社会で一定成功する、あるいは広く信頼を受けるという段階になって、要は公共施設におけるスポーツ施設をいつまでも行政がやるのではなくて、そうして民間でそういう団体が育っていると、事業が行われているということで、民間の力を公共施設の中にも発揮していただくということで、指定管理者を指定すると。そういう流れがあるわけです。だから、様々な民間事業者の発展の中で、公共施設を民間事業者に委ねていくと。その際、やはり広く、これは総務省の平成22年12月に発出した通知の中に、指定管理者制度の運用についてという中に、こういう一文があります。指定管理者の指定の申請にあたっては、サービス提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいと書いてあるんですね。つまり、民間事業者に公共施設の管理運営を委ねるわけですから、公平性の原則からしても広く公募して、さらには民間活力というのは競争原理から出てくるわけですから、複数の事業者から提案を受けるといふこと、これは当たり前だろうと思うんですね。

そこで、伺いますけれども、葛城市には指定管理者を指定して管理を行っている指定管理施設が61か所あると前回伺いました。そのうち、公募して決定した施設は幾つあるでしょうか。また、公の管理から指定管理者を指定して管理させることを始めるこの最初の指定管理者の選定において、今度は逆に、公募せずに指定管理者に指定した施設が幾つあるのか。表と裏ですけれども、公募しなかった理由は何なのか、併せてお伺いします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

指定管理施設を担当する各部に確認しました結果、公募した施設は、葛城市体力づくりセンター、道の駅かつらぎ、葛城市農畜産物処理加工施設の3つの施設が公募しております。公募せずに行った施設は、地区公民館分館の57施設、社会福祉施設である福祉総合ステーションであります。

公募しなかった理由といたしましては、まず、福祉総合ステーションは設置目的が、ねたきりゼロをめざして、みんなで支え合い、助け合うまちづくりを基本として、住民が健康で健やかな人生を送れるように支援する福祉の総合的な活動拠点とし、もって社会福祉の増進を図ることを目的とした施設であることから、葛城市では社会福祉法に基づき設置している社会福祉法人、葛城市社会福祉協議会を指定管理者として指定しております。

次に、地区公民館分館の公募しなかった理由としては、地域住民の活動の拠点であるコミュニティ施設は、当該地域住民が施設を管理することを通じて、より一層のコミュニティの醸成に資するため、現在の管理者である自治会等を指定管理者として指定しているためでございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 3つ公募して、残りは先ほどおっしゃった理由で公募はしていないということであります。

次に、指定期間についてお伺いします。指定管理者制度においては指定期間を定めるとす

る地方自治法がありますけれども、葛城市において最も長い指定期間、最も短い指定期間はそれぞれどうなっているのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

指定管理施設を担当する各部に確認しました結果、最も長い指定期間は10年、最も短い指定期間は5年となっております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 これについては、当然条例で定めているということでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 指定管理施設を担当する各部に確認いたしました結果、全ての施設が条例で指定管理期間を定めております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 公募して行っているところ、3つ施設があるということですがけれども、継続して公の施設を指定管理者に指定する場合があります。もちろん公募しない場合もありますけれども、指定期間があるわけですから、継続という問題が発生するわけですがけれども、この定められた期間が終了する前に公募するという点については、3つ公募しているわけですがけれども、これについては全てそうになっているのでしょうか。継続するというときにも、公募をしているのかどうか。これについてお伺いします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 指定管理施設を担当する各部に確認いたしました結果、定められた指定期間が終了する前に公募を行った施設は、道の駅かつらぎ、葛城市農畜産物処理加工施設がございます。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 最初から公募しているところは、継続するときにも公募していると。それは3つ施設あるということが分かりました。では公募する際、仕様書、または要求水準書等、これは公示するという点になっておりますから、指定管理者を募集するとき、この仕様書、要求水準書についても、これについては作成して示されておられるのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 指定管理施設を担当する各部に確認いたしました結果、指定管理者を公募する際に、葛城市体力づくりセンターは公募要項、業務仕様書を作成しております。道の駅かつらぎ、葛城市農畜産物処理加工施設につきましては、仕様書あるいは要求仕様書を作成しております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 公募する際にはそういうものをちゃんと作成していると。では、公募しない施設も結構あ

ります。しかし、この継続するときに、やはりこれは公共施設ですから、その前の指定期間も含めて、いろいろと事業内容についても、いろいろ評価もされているわけですから、この公募しない場合においても、新たな指定期間における葛城市が指定管理者に求める仕様書ないし要求水準書、これについては作成し、示されているでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 指定管理施設を担当する各部に確認しました結果、葛城市体力づくりセンターは、業務仕様書を改めて作成してはおりませんが、公募時の業務仕様書に基づき、指定管理者指定申請書に併せ、過去の実績並びに5年間の事業計画書を提出していただき、書類審査を行っています。道の駅かつらぎ、葛城市農畜産物処理加工施設については、仕様書あるいは要求仕様書を作成しております。地区公民館につきましては、公募を行わないため、改めて仕様書は作成してはおりませんが、各大字と締結する基本協定書には仕様書があります。福祉総合ステーションは、基本協定及び毎年行う年度協定の締結時に仕様書を作成して添付しております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 地区公民館については、仕様書は作成していないけど、基本協定の中であるべきこういうことを求めてということで協定を結んでいると。それ以外は、おおむね仕様書なり要求水準書なりは示しているということでありました。指定管理者を決める手続ですけど、3つあるということですがけれども、葛城市におきまして、選定委員会を設置して、その選定委員会の中には、専門家や第三者の意見が反映できるような人選も含めて行われているでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市体力づくりセンター、道の駅かつらぎ、葛城市農畜産物処理加工施設につきましては、葛城市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置しております。また、福祉総合ステーション、地区公民館分館につきましては公募を行わないため、選定委員会は設置してはおりません。なお、選定委員会を設置する場合、専門家や第三者の意見を反映するなどというご質問ですが、各担当課が必要に応じて選任しております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 必要に応じて選任しているというのは、職員以外でも、この委員に入っているということなのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 確認いたしました結果、体力づくりセンターの当初の選定時には専門家が入っておるということで聞いております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 次に、指定管理者制度における利用料金について伺います。公共施設の使用については、先ほど述べました使用料を条例で定めることになっております。そして、施設の管理を委託

しても、使用料は市の収入とするとなつてはいるわけでありませう。しかし、指定管理者制度では、施設の利用料金として指定管理者の収入にすることが、地方自治法で定められているわけでありませう。そこで伺いますけれども、指定管理者制度における利用料金は、公の施設の利用に伴つて、その受益をしている者が支払うという料金であるという捉え方でいいのかどうか伺います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 地方自治法第244条の2第8項によれば、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができると定められております。指定管理者が利用料金を取る場合、当該利用料金収入は指定管理者の収入であつて、当該管理業務の必要経費に充てられるとなつております。なお、公の施設の利用に伴つて、受益者が支払う料金であると考えております。以上です。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 そこで、ちょっと具体的にお伺いしてまいりますけれども、収益事業を行っている施設について伺います。つまり、利用料金をかなり取つているというところですが、福祉総合ステーションのパターゴルフの利用料金、これは指定管理者における利用料金なのか。入浴料金、それから食堂の食事代金、それぞれどういうふうな性格なのか教えてください。併せて、新庄スポーツセンターの年会費、それから、道の駅かつらぎの出荷手数料、それから、レストランの食事代金、さらには、指定管理者が行っている物販活動の売上げですね。これについて、それぞれの担当課でお願いしていると思つていますが、ご答弁をお願いします。

杉本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。私のほうからは、福祉総合ステーションのパターゴルフの利用料金、そして入浴料金、そして食堂の食事代金について答弁させていただきます。

まず、福祉総合ステーションのパターゴルフと入浴料金は、施設運営における使用料金として福祉総合ステーション条例に定めた額をお支払いいただいております。また、食堂の食事代金につきましては、葛城市福祉総合ステーションの管理運営に関する基本協定書における料金等の設定において協議し、市の承認を得て定めることとしております。

以上でございます。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

道の駅かつらぎの利用料金につきましては、葛城市道の駅かつらぎ条例第14条で規定しております。利用者は、施設の利用に係る料金を納付しなければならないと定められております。道の駅かつらぎの出荷手数料やレストランの食事代金、指定管理者が行う物販活動の売上げにつきましては、利用料金として規定しておりませう。なお、指定管理者募集要項では、利用料金以外の人的サービス及び物販等に係る料金については、別途指定管理者が定め、収入とすることができるとなっております。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。葛城市体力づくりセンターについてお答えをさせていただきます。

基本協定書の第25条の規定では、ウェルネス新庄の会費、利用料金などの売上げは、年間売上合計額から、年間の商品などの購入費原価を差し引いた額を実績数値といたしまして、同じく基本協定で定めております計画数値であります超過基準額を超える額の50%相当額を成果配分額として市に納めていただいております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ちょっと今の体力づくりセンターですけれども、年会費は利用料金かどうかということをお聞きしたんです。成果配分じゃないので、ちょっと。利用料金としての扱いになっているんかどうかということをお聞きします。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 利用料金としての扱いになってございます。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 施設のいろんなお金について、利用料金なのか、利用料金でないのかということでありまして、利用料金でないというものについては、その料金はどのような法的な根拠を持っているのか。これについて伺います。つまり、これまでは管理委託制度につきましては、施設の使用料は全て市が収納すると。しかし、指定管理者制度では利用料金ということきちっと定めると。これは法で書いてあります。ほんで、それは指定管理者が納めることができるんです。でも、それ以外にいろんな業者がいろんなことやっていると。そこで発生するいろんなことは、その事業者の収益になることがあります。でも、これは公共施設ですから、公共施設を特定の事業者が行うことによって発生するこのお金、収益、これはどういう性格なのか。これについて伺います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

指定管理者が公の施設の利用料金でない料金を利用者から徴収している場合は、指定管理者が指定管理業務とは別に公の施設の設置目的に合致し、指定管理業務の実施を妨げない範囲内で、自己の責任と費用において自主的に企画実施する事業、いわゆる自主事業で行う収入に当たる料金であると考えております。

以上です。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。指定管理者制度において収益が発生する施設におきましては、要は指定管理業務と言っていいものと、自主事業というものがあるって、指定管理事業については利用料金の定めがきちっとあって、これは承認がなければいけないということだけれども、自主事業については、これは独自にできるというものだということが定められているという

ことです。この切り分けですね。これをやっぱりしっかりとしておくことが私は大事ではないかと思えます。今日はこの程度にしておきます。

次に、お伺いしますけれども、収益的事業を行っている指定管理施設において、指定管理業務の範囲は定められていますでしょうか。また、指定管理業務以外の自主事業についても記載がはっきりと区別されてあるでしょうか。収益的施設4つありますから、それぞれお願いしたいと思います。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部農林課で指定管理を所管している施設といたしましては、葛城市道の駅かつらぎと葛城市農畜産物処理加工施設がありますが、どちらの施設も、条例や仕様書で指定管理業務の範囲を明示しております。自主事業については、記載はしていません。

杉本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 福祉総合ステーションの分についてでございます。福祉総合ステーションにおける指定管理業務の範囲につきましては、基本協定書及び仕様書において定めております。また、指定管理業務以外の自主事業ということで、福祉総合ステーション条例の、利用施設に定めのないもので指定管理業務の範囲で売上げを行う事業につきましては、基本協定書に添付しております管理運営委託業務仕様書に食堂運営に関する全ての業務、また、施設内の自動販売機等の運営に関する全ての業務として記載しております。また、そのほかに、売上げを伴う業務を行う場合は、社会福祉協議会と協議の上、実施することとしております。

以上でございます。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。葛城市体力づくりセンターについてお答えいたします。

指定管理者が行う業務は、葛城市体力づくりセンター条例で定めております利用許可業務、施設及び附属設備の維持管理及び修繕業務、利用料金の徴収であります。なお、自主事業については記載していません。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。この点については、今後、お金の発生する問題でありますから、自主事業の扱いをどう考えるのか、そこで上がった収益をどう葛城市として考えるのか。葛城市はガイドラインがありませんから、それぞれの施設でまちまちになっているとことがありますので、この点については、今後また機会があれば、また質問していきたいと思えます。

次に、この施設が原因となって、これは施設は葛城市のもので、全てね。その施設が原因となって利用者が障がいを負った場合、その方が市に損害賠償した場合、市の損害賠償責任というものが発生するのかどうか、これについてちょっとお伺いします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

公の施設の管理上で重大な瑕疵があった場合は、その施設の管理者である市が、最終的に

は損害賠償責任を負う可能性があると考えております。

以上です。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 最高裁の判例でも、そうしたことが出ておりますので、指定管理者に任せているから、それでよしというわけではないと思います。

そこで、この道の駅かつらぎにおける施設の修繕改修について伺います。これ前回、一般質問でしたところですが、大がかりな施設の修繕改修は公の施設である以上、市が責任を持って行わないと、こうした損害賠償責任を果たすことにはならない、あるいは、施設の管理責任を果たすことにならないと考えますけれども、この点についてのご認識をお伺いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 道の駅かつらぎの施設の修繕につきましては、葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定書の中で、第25条に施設の施設管理運営業務における費用負担について定めておりまして、修繕費は指定管理者が負担することとなっております。そして、第26条では施設管理運営業務に関するリスク分担について定めておりますが、第2項で疑義がある場合、または定めのない事項が生じた場合は、協議の上、決定することとなっておりますので、大がかりな施設の修繕、更新については、その程度によっては協議することも必要であると考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 最終的に、そういう形で大がかりなことを、これ特別な事情ということがあるわけですが、ただ、それをどこに引くかということが、非常に市の財政の問題もありますし、この点については、今後また検討が必要だろうと思います。

次に、道の駅かつらぎにおいて、これ前回お伺いしましたけれども、指定管理者は、利益分配金も施設の使用料、こういう施設を使っているわけですから、福祉総合ステーションのように、こういう施設を使っているということで施設使用料を取っている、そうした指定管理施設もありますけれども、この道の駅かつらぎについては、利益分配金もこの施設の使用料も支払うという協定にはなっておりません。つまり、道の駅かつらぎからは全く何らかのお金が入ってくるようになっていない状態なんですけれども、私としては、この施設の使用料を減価償却分、これは公有財産使用料として徴収すべきと考えますけれども、これについてどうお考えかお伺いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 都市再生整備計画事業では、収益を目的とする場合や、施設の維持管理費や運営に要する人件費相当額を大幅に上回る収益が予想される場合は、支援の対象外とすることと定められており、また、都市再生整備計画事業ハンドブックに、原則として当該施設による収益が維持管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は、支援の対象外になると明記されているため、減価償却分を施設使用料として徴収することは、補助金の関係で難しいと考えておりますが、近隣の類似施設の状況も参考にしながら、

次期指定管理に向けて研究してまいります。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 今、今後研究していくということでありました。もう時間が来ましたので、最後に質問したいと思いますが、私はこの指定管理者制度について、葛城市はガイドラインをはっきりとつくって、全ての施設について、市民に分かりやすい公共施設の使い方になっていないかという問題意識を持っております。他市を見ると、これは中核市などはもうきちっとしたガイドラインをつくって、毎年改定しております。いろんな問題がある。いろんな問題が起きる。施設によっていろんな性格が違う。毎年改定もしているんですね。先ほどありましたように、施設の使用料についての考え方もまちまちだし、修繕についてもこの考え方がまちまちである。様々な問題があるので、これについては早急にガイドラインをつくって、公表すべきだと考えますけれども、これについて、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 指定管理者制度につきましては、平成15年に地方自治法の一部が改正され、葛城市においても、福祉総合ステーション、体力づくりセンター、道の駅かつらぎ、葛城市農畜産物処理加工施設、地区公民館分館など61の施設で指定管理を行っておるところでございます。葛城市の指定管理を行う施設は、設置目的や経緯など、それぞれの事情もございまして、議員ご指摘の葛城市で指定管理のためのガイドラインを早急に作成すべきという点につきましては、現在、関係部局で専門分野アドバイザーの制度も活用して研究するよう指示をしております。それらも踏まえた上で必要に応じて、市と指定管理者で締結する基本協定や条例、規則などの見直しを行うことになると考えております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 最後になりますけど、指定管理者制度につきましては、いろんな考え方があろうかと思えます。我が党は比較的悲観的にこの制度は見ているところでもありますけれども、しかし、制度として、今後、地方財政に対しても、普通交付税の中にこの指定管理者制度を利用しているかどうかということも含めた影響が出てくるということもありますので、本来の指定管理者制度の本来の目的、やはり施設の効率性、公の施設を広く活発に使う上で、民間事業者のアイデアをいただく、さらには経費の削減、いろんな目的があったわけでありまして。ただ、公共施設については様々な目的が違う施設がありますから、それぞれの施設によってきめ細かくガイドラインを定めている市町村はあります。やはり、収益的施設を目的とする公共施設と教育的なものは、やっぱり施設は目的も性格も違うと。そうしたことを踏まえて、例えば指定管理料の算定の在り方、これがどうなのかとか、あるいは、利用料金、収益があったところのお金、これをどう捉えるのか。こうしたことについて、市民に分かりやすいガイドラインをつくっていただきますことを望みまして、私の一般質問といたします。ありがとうございます。

杉本副議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、15時から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時44分

再 開 午後3時00分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 皆さん、朝から長時間にわたって大変お疲れさまでございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可をいただきまして、本日5番目、最後の一般質問を行います。いましばらくお付き合いのほどよろしくお願いをいたします。

今回の質問は2つございます。1つ目は、香害と化学物質過敏症対策についてであります。香りの害と書く香害については、令和2年6月と令和3年9月に一般質問を行いました。今回は3回目になります。2つ目は、ドクターヘリの運用についてであります。

議長のお許しを得まして、毎回恒例のパネルを今回も用いながら、質問の意図を分かりやすくお伝えできるように努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。なお、これからの質問は質問席にて行います。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 まず、香りの害と書く香害と化学物質過敏症への市の対応についてお伺いをしたいと思えます。香害とは、合成洗剤や柔軟剤、化粧品類などに含まれる合成香料、いわゆる化学物質ですけれども、これらによって様々な健康被害を生じることを言います。近年では、この香害が原因となって、化学物質過敏症を発症する人がたくさん出てきています。今回の質問では、香害と化学物質過敏症という2つの言葉が出てまいります。これらの言葉は、どちらか1つにまとめるということとはできないものであります。2つの言葉の違いについては、質問の中で、おいおい明らかになってくるだろうというふうに考えます。私は香害と化学物質過敏症につきまして、令和2年6月と令和3年9月定例会で、先ほど申しましたけれども、一般質問をいたしました。

さて、香害被害をなくしていくにはどうすればよいんでしょうかということで、ちょっとパネルを用意しておりますが、この3つ、今3つの段階といいますか、ちょっと考えております。1つは周知啓発ということでございます。それから、もう一つは、2つ目に状況把握、そして3つ目に状況改善ということ、この3つが、段階がこれ大事なんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、まず、現時点で自治体レベルでできるということにつきましては、まず、香害によって苦しんでいる方が大勢いらっしゃるんですよとか、あるいは、化学物質過敏症とはこういった症状なんですよということを自治体が伝えるという、これがいわゆる周知啓発という部分だろうと思えます。また、今回の質問でも要望をしたいというふうに思っておりますけれども、いわゆる今市内にどれだけの香害に苦しんでおられる人たちがいるのかという、こういう状況把握、あるいは、どういった症状で苦しんでられるのかというふうなことを見るということでもあります。

最後にこの状況改善という部分なんですけれども、これはもう正直言います、自治体だ

けの頑張りでは難しいところがございます。香害をなくしていくためには、その原因となる化学物質の規制が必要になってくる、そういうふうを考えるものでありますが、そのためには、合成洗剤や柔軟剤などをつくっているメーカーや、あるいは国や県などへの働きかけが不可欠であります。これについては、今後の課題としまして、今回の質問では一旦横に置いておきたいかなというふうに思います。

令和2年6月に行った最初の一般質問で私は、今後行政が市民の皆さんに香害の実態を周知し、みんなで理解を深める過程で、協力して働くと書く協働で、お仕着せでない公共のルール確立につなげていくことが重要ではないかというふうに考えるというふうに申し上げました。その思いは今も変わるものではございません。あれから3年たちまして、葛城市でも、保健福祉部や教育委員会などが中心となって、香害と化学物質過敏症に対する取組を行っておられます。その点を感謝申し上げたいというふうに存じます。ただし、この3年間は、新型コロナウイルス対策が大変だった時期とも重なってしまいました。市としても、コロナ対策を優先せざるを得なかったことと拝察をいたします。今回の質問では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したのを受けて、もちろん、新型コロナウイルス感染症との闘いはまだまだ続くわけではありますが、このタイミングで、香害と化学物質過敏症への対策をしっかりと進めていただきたいと願って、質問をしたいと存じます。3年前と2年前の一般質問で提言したことに対する市の取組の現状を確認しつつ、ほかの自治体の例も挙げながら、幾つか提言も行いたいと存じます。

まず、以前にご答弁いただきましたけれども、葛城市として、香害と化学物質過敏症に対してどのように認識されているのかをお伺いしたいと思います。葛城市のインターネットサイトと広報かつらぎには、ともに、化学物質過敏症については明記されております。しかし、香害という言葉は使用されていなかったと思いますが、その理由も併せてお答え願いたいと思います。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。

化学物質過敏症という広義の中に、合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成香料に反応して症状を起こすこと、つまり、先ほどご説明いただきました香る害と書く香害も含まれているという認識をしております。また、厚生労働省などのサイトでも、国からの情報では、この香害という名称ではなく、一般的に使用されている化学物質過敏症という名称を使用しております。葛城市のホームページ上では、化学物質過敏症は、香料や抗菌消臭剤、建材などの日常生活で私たちが何げなく使用しているものに含まれる化学物質に接触することで、頭痛やめまい、不眠など多岐にわたる症状があらわれる病気ですと紹介させていただいております。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 冒頭述べましたように、香害とは、化学洗剤や柔軟剤などに含まれる合成香料、いわゆる化学物質によって、そういったものを使用されているご本人のみならず、自分自身は使っておられなくても、その方と接する人たちも巻き込んで、様々な健康被害を生じる点が問題で

あるというふうに私は考えております。したがって、市のホームページや広報かつらぎなどで、化学物質過敏症の周知啓発はされていますが、その原因の1つである香害については、記載がまだまだ十分ではないというふうに考えます。香害は近年の化学物質過敏症の大きな原因と私も考えていますので、その点をより強調していただきたいと思います。前回既に香料を含む柔軟剤など、香りの害に関する周知につきましても検討したいというふうにご答弁いただいておりますけれども、現在のお考えはどのようになっていますでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 化学物質過敏症の周知内容についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、広報ができていなかった経緯がございます。また、香料を含む柔軟剤など、香りの害に関する周知につきましても検討してまいりたいと考えております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 合成洗剤や柔軟剤などに含まれる化学物質によって、柔軟剤などを使っておられる方のおいで、たまたま近くにおられる化学物質過敏症の方が体調を悪化させるという場合があるなど、香害に苦しんでいる方がいらっしゃるんだということを配慮の大切さがぜひ伝わるように、ホームページの更新など、その辺り、お願いをしたいと思います。

参考までに、葛城市民ではないんですが、香害被害に苦しんでおられる知人から、化学物質過敏症についていろんな情報をいただく機会が増えてまいりました。私が2年前、3年前に化学物質過敏症の一般質問をすることによって、それをやっぱりインターネットとかでご覧になった方が葛城市外にもいらっしゃって、そういった方々が、こういったことで苦しんでいるんだという切実な声を聞かせてくださったりとか、あるいは情報をくださったりしております。そういったことも、今、併せて盛り込んで今、質問をさせてもらっているわけなんです。そういった知人から、化学物質過敏症について、最もよくまとまっていて、分かりやすいと教えてもらったのが、長野県の佐久市というところ、長野県のちょっと東側にある市ですが、のサイトにある「化学物質過敏症をご存知ですか？」というページであります。これがいいんだというふうなことで、教えてもらいました。私もこのページ拝見しましたら、化学物質過敏症の主な症状、それから、原因となる物質についても、一覧で見ることができるようになっていて、ボリュームも結構ありまして、充実したページになっております。市におかれましては、ぜひ参考にさせていただけたらと存じます。

次に、これまでの化学物質過敏症、香害に対する葛城市の対応についてお伺いをいたします。令和3年9月定例会での一般質問以降、この2年間ほど具体的にどのような対応を取ってこられたのでしょうか。とは言いましても、冒頭述べたように、この間ずっとコロナ対策などを優先せざるを得ない状況の中で、なかなか香害と化学物質過敏症の対策まで手が回らなかったかもしれないというふうに拝察するものであります。現在の状況について、ありていにお答えいただけましたらと思います。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 葛城市では、化学物質過敏症、香害を周知することで、ふだん何気なく使っている柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がする方がおられることを市民の皆様や民間の

施設を管理しておられる方々に周知するために、これまで、市内各施設に向けてポスター掲示を依頼してまいりました。また、職員掲示板を利用して、職員に向けて啓発も行ってまいりました。しかしながら、本年度におきましては、まだ準備をしている状況で、ポスター等による周知活動は実施しておりません。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今のご答弁にポスターという言葉がありましたので、ちょっと今度はポスターについていろいろとお伺いをしたいなと思います。これ今、葛城市でも貼ってくださっているポスターで、ラミネートをかけて、保健福祉部のほうでA3でコピーをしてつくられています。ちょっとこれ、保健福祉部のほうからお預かりしている分なんですが、これは、消費者庁と文部科学省、それから厚生労働省、それから経済産業省、環境省と5省庁共同で作成をしているポスターなんです。これは令和3年8月に、消費者庁が中心となって作成をされたものであります。「その香り 困っている人がいるかも？」というふうなタイトルで書かれております。これが、ちょうどこの一般質問の前のタイミング、今年の7月に刷新をされました。こういったもの変わっていきまして、このニュアンスが更にちょっと語気が強まっております、ここに、知ってください。知ってくださいって書いているんですね。「その香り 困っている人もいます」というふうに書いています。この前よりもちょっとこう強目の言葉に刷新されております。私たまたまちょっとインターネットで見つけたんですが、九州の佐賀県もちょっとこういったポスターをつくっています。これは令和3年につくられたポスターなんですが、「その香りで苦しんでいる人がいます！」とエクスクラメーションマークということでより語気の強い攻めた内容のポスターになっておりまして、イラストも、より苦しんでいるという形が出てきております。ちょっとこれは参考までにご紹介をさせていただきましたが、こういったポスターを貼って、いわゆる周知啓発するということは大事だというふうに思うわけでありまして、このポスターは、これまで、葛城市内のどこに掲示をされていたのでしょうか。ちょっとこれをお答えを願いたいと思います。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 ポスターの掲示場所でございますが、令和3年度には、新庄健康福祉センター、當麻保健センター、子育て支援センターの3か所、新庄庁舎、當麻庁舎、新庄図書館、當麻図書館、マルベリーホール、當麻文化会館、中央公民館、各学童保育所、公立保育所3か所、私立保育園3か所、そして幼稚園、小学校・中学校に向けてポスターの掲示を依頼しております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今ご答弁いただきました幾つかの場所で、私も実際にポスター、貼ってあるなというふうなことで拝見いたしました。前回の質問では、私は、まず手始めとして、直営の公共施設からポスターの掲示を始めていただきたいというふうに考えて、要望いたしました。しかし、ほかの自治体の事例とかも拝見しておりますと、市民が多く訪れる、例えば、葛城市内であれば、ゆうあいステーションや道の駅かつらぎ、ウェルネス新庄など、指定管理の公共施設

や、あるいは各大字の公民館、コミュニティセンターなども含めて、そういったところ、いっぱい人が訪れるわけですから、香害や化学物質過敏症の周知啓発のために、掲示の場所を拡大していただく、広げていただくことを検討願いたいと思うわけではありますが、いかがでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 令和3年度に依頼しましたときには、長期間掲示できますようにラミネート処理したポスターを配付しておりましたが、しばらく経過しておりますので、議員が先ほどご説明されました、本年7月に5省庁の消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省により出されておりますポスター、この更新されたポスターをまず掲示する準備をしているところでございます。準備が整い次第、配付し、配付先につきましては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今し方ご答弁くださいましたこの新しい更新されたポスター、これを貼ってくださるということでもあります。周知啓発のためには、あちらこちらで目に入ってくるということが有効と思われまますので、ポスターの掲示依頼の範囲拡大、ぜひともよろしく願いをいたします。

さて、前回の質問で、ポスターを縮小して、チラシにしたものを庁舎内などにおいて、市民の啓発に使ってみてはどうかという提言を行いました。これはポスターというものは、ちらっと見る性格上、目に入っていないこともありますし、持ち帰って読めないということから提言したものでありましたけれども、今であれば、チラシ以外にSNSなどで、スマホで読んでもらうこともできるかなというふうに思います。SNSの活用についてぜひご検討いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 ポスターに加えまして、市の公式LINE等を活用した周知方法につきましても、現在検討しております。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ところで、市民の方からよく聞くのが、トイレの薬品のにおいであります。道の駅かつらぎやウェルネス新庄を含む公共施設のトイレで用いる洗剤や芳香剤については、2年前のご答弁では、現在、各施設が使用する洗剤や芳香剤については、各施設で選択されているんだということと、選定基準等はないというふうなご答弁をいただいておりますけれども、それについては、現在も変わりはないのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 現在も変わっておりません。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 そこで、前回の一般質問で、清掃業者に香害について知っていただくことにより、洗剤などの選定に生かしてもらえるのではと伺ったところ、市としては、ホームページ、広報、ポ

スターなどで市民及び事業者などにも知っていただき、洗剤の選定に生かしていただけるよう周知していきたいというふうなご答弁をいただきました。前回私自身も、民間事業者のご判断に行政が口出しするのは難しいかなというふうにも考えていたんですけども、指定管理ではありますが、これはれっきとした公共施設でもありますので、民間任せにするのではなく、しっかりと周知啓発していただきたいというふうに考えるものでありますが、いかがでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 今回対象としておりますトイレの薬品、洗剤、芳香剤は、現在販売されていて、使用することができるものでもあります。このことから、市からこのような製品を購入して使わないよう指導するための選定基準につきましては、現在も設けておりません。しかしながら、これまで答弁してきましたとおり、現在も販売されている製品において、その香りに困っている人がおられます。このことから、自主的に使用を中止していただけるよう、ポスターを通じた啓発と周知を引き続き行っていきたいと考えております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 もうこちらのほうの周知啓発、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。また、先ほどおっしゃったSNSのほうも、こちらのほうもよろしくお願いをいたします。

これまでの質問は、主に周知啓発に関するものでありましたが、状況把握についてもお伺いしておきたいと思えます。次に、葛城市では、化学物質過敏症の方について、どの程度把握しておられるのかについてちょっと若干お伺いをしたいと思えます。健康福祉センターの保健師などに寄せられる香害と化学物質過敏症の相談件数は、最近どのような傾向にあるのでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 健康増進課では、洗剤、柔軟剤の香りが元で寝込まれているなど、相談で受けることがございましたが、最近では、保健事業の中で相談件数は増えていない状況でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 相談件数としては、決して増えているわけではないということでもあります。しかし、香害と化学物質過敏症の現状把握をする上で、保健事業の中での相談件数は、これは1つの指標にはなり得ると思えます。しかし、私は、それだけでは十分ではないというふうに考えます。特に、香害と化学物質過敏症については、現時点では、一般的に全ての方に十分な理解が得られていない面があるというふうに思います。というわけで、周知啓発と状況把握とは、セットといいますか、化学物質過敏症に対する基礎的な知識がないと、例えば仮に体調不良であったとしても、自分は化学物質過敏症だというふうに認識できないということになりますので、状況把握のためには周知啓発が大事というふうになるというふうに考えます。

さて、前回の質問で、市内の小・中学校では、保健調査票などで健康状態などの把握をされているが、その際、回答項目に化学物質過敏症も加えていただきたいというふうな旨の要望を私いたしました。そうしましたところ、調査票の連絡事項に化学物質過敏症に関する項目を設け、まずは現状の把握に努めていく旨のご答弁をいただきましたけれども、保健調査

票は、現在どのようになっているのでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

保健調査票につきましては、令和4年度から、化学物質過敏症の項目を新たに設け、毎年、年度当初に保護者に記載していただくことで、把握に努めているところでございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 現在は、化学物質過敏症の項目を設けていただいているということ、これは評価したいと存じます。では実際、保護者からは、児童・生徒が化学物質過敏症であるという回答はあったのでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 若干名ではありますが、化学物質過敏症の項目に丸印をつけた児童がいらっしゃいました。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 話は変わりますが、小・中学校での香害と化学物質過敏症のことを考える際に、よく給食の白衣が話題に上ります。私が子どもの頃は、1週間使った白衣を週末に自宅で洗濯した後、次の人に渡すという、自分できれいにして渡すという形でありましたけれども、現在の市内の小・中学校では、どのようになっているのでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 各学校により異なりますが、ほとんどの学校では、給食当番の児童・生徒は、1週間使った白衣を週末に自宅で洗濯をして、次の人に渡すという形を取っております。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大以降は、給食の白衣は自分のものを持ってきているという学校もございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 30年以上の時を経て、私が子どものときと同じような形を今もやっておられるというところもあるということでもあります。また、新型コロナウイルス感染症拡大以降、給食の白衣は自分のものを持ってきているという学校も、コロナの影響でそういうことでされているところもあるということでもあります。さて、先ほどの質問で、化学物質過敏症の項目に丸をつけておられる児童がいらっしゃったということ、保健調査票を配った中で、化学物質過敏症の項目を新しくつくっていただきましたので、そこに丸印をつけた児童がおられるという話がありました。では、その質問の続きになりますけれども、市内の小・中学校で、化学物質過敏症の児童・生徒がおられると認識した場合、学校では現在どのように対応されているのでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 化学物質過敏症の項目に丸印をつけられた方につきましては、担任もしくは養護教諭などが保護者に確認をし、給食の白衣は自分のものを使うよう配慮しております。現在、化学物質過敏症の児童・生徒がいない学校におきましても、新たに該当する児童・生徒が出てきた場合には、同様の対応を取り、個別の状況に応じて配慮することになります。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 もう既に、化学物質過敏症の児童・生徒への個別の対応、配慮というのは行っておられるということで、この点はもう本当に評価をしたいと思います。その上で1つちょっとご検討、お願いをしたいんですが、現在、保健調査票では、アレルギーというカテゴリーの中に、食物アレルギーなどと並べて化学物質過敏症の項目が現時点であるんです。しかし、アレルギー疾患は、免疫反応により引き起こされるんだそうですけれども、化学物質過敏症は、自立神経系への作用が中心で、まだ研究途上にあるんですけれども、アレルギーとはちょっと発生のメカニズムが違うようなんです。というのは、ちょっと私も素人で、十分理解できていないわけじゃないんですけれども。ですので、化学物質過敏症をアレルギーの現在一項目にされているんですけれども、今後、保健調査票の改定の際には、ちょっとまた調べてご検討いただけたらというふうに思います。

さて、香害と化学物質過敏症に関する子どもたちの実態を知るために、アンケートを通じて把握に努めておられる自治体がございます。ちょっと手元に読売新聞の記事がありますので、ちょっとこれを使って紹介をしたいと思うんですが、これは、今年の6月22日木曜日付の読売新聞であります。これはタイトルは、「香害、体調不良の子どもが8%もいるよ」というふうなことで、これは宝塚市の教育委員会で、小・中学生の保護者を対象にアンケートを行われたんだそうですね。アンケートは、この記事でいうと先月ですから今年の5月、保護者1万6,882人を対象にネット上で実施をしましたと。18%の3,087人から回答を得たそうですね。ちょっと回答の数としては少ないんですが、しかし、この中でパーセントを見ますと、子どもが人工的な香料を不快に感じたことがあるとしたのは、アンケートの回答があった中では28%に上ったと。また、あるいは、体調不良を起こしたことがあると答えたのが241人で全体の8%に臨んだということでもあります。こういったことがあったということでもあります。宝塚市では、今この紹介したアンケートがあったことで、このほか、保護者からの切実な声というのが、生の声をどんどんどんどん回収したんだそうです。このアンケート結果を受けて、宝塚市の教育委員会では、学校の給食の白衣の着用が難しい児童・生徒については、家庭で用意したエプロンとか三角巾の使用を認めることを明確化したということでもあります。また、授業参観など、屋内の学校行事の際には、保護者に香料を控えるよう啓発するとしているということでもあります。先ほどのご答弁にありましたように、葛城市ではもう既に白衣の着用が難しい児童・生徒については、もう既に配慮をされているということでありまして、これも先ほど同様、評価をさせていただきたいというふうに思います。

さて、このようなアンケートを葛城市でもぜひとも検討していただきたいなというふうなところなんですけれども、このようなアンケートをネットで実施できるようなシステムというのは現在、葛城市教育委員会は持っておられるのでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 現在、教育委員会においてアンケートを取る場合は、グーグルフォームを利用しております。保護者向けのアンケートを実施する場合には、グーグルフォームで作成したアンケートのURLを保護者向けのメールに貼り付けまして、そのアンケートに回答いただくこと

で、アンケートを取れるようになってございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 やろうと思ったらネットでそういったシステムをお持ちということ承知いたしました。

アンケートにつきましては、質問の項目をどのようにするのかとかいう準備期間も必要だと思っておりますので、すぐにではなかなか難しいのかもしれませんが、それでも、ぜひ同様のアンケート、ほかの自治体、宝塚市以外もあるかもしれませんが、そういったものも参考にさせていただきながら、アンケートの実施をお願いをしたいと思っております。宝塚市では、そのアンケートをしたおかげで、保護者や児童・生徒から香害につらい思いをしている生の声が多く届いたわけです。それが、やはり行政の施策に影響を与えているわけですから、ぜひとも生徒・保護者の声に耳を傾けていただきたいというふうに思います。

ここで、最後に教育長にお伺いをいたします。2年前の質問のときは、新型コロナウイルス感染対策で大変な時期でありましたけれども、この化学物質を原因とするこの香害というものも、新型コロナウイルス感染対策と同じぐらい重大で深刻な問題であるというふうに私は認識をしております。手をつけやすいことから始めていただいたということで、先ほど教育部長のご答弁にありましたように、保健調査票に化学物質過敏症を問う欄を記載していただいているということにつきましては、これは感謝を申し上げたいと存じます。また、これにより、学校の先生方が児童・生徒の症状や状況に理解を示した上で、個別の配慮をされているということでありました。さて、洗濯に使う洗剤とか柔軟剤については、これはあくまでも個人のことですから、個人のご判断で、学校のほうからこの銘柄は駄目とか、指定はできないということはもう重々承知をしております。しかし、香害の性格上、化学物質過敏症のお子さんや保護者だけの問題、その方々に対するだけの問題じゃなくて、周囲の保護者や児童・生徒、また、それを越えた市民の理解や配慮が必要だというふうに思いまして、香害や化学物質過敏症について、保護者や子どもたちに周知啓発するということは、これは先ほど申しましたように、状況把握するためにも大事だというふうに考えるわけですが、教育長、これについてはいかがでしょうか。

梨本議長 樫本教育長。

樫本教育長 いろいろな提言ありがとうございます。現在、各小・中学校におきましては、健康面などで配慮を要する児童・生徒についての実態把握につきましては、年度当初の保健調査票、また、家庭訪問などで今、行っておるところでございます。また、子どもたちや保護者からの要望、留意点につきましては、学級担任と養護教諭などが情報を共有し、必要なときには、全教職員で共通理解も図っているところでございます。先ほどから部長の答弁にもありましたように、昨年度から、保健調査票の記入欄を改めまして、把握にも努めておるところでありますし、また、学校でできる対応策として、例えば、給食時の自前のエプロン、三角巾の使用など、具体的な対応も取らせていただいているところでございます。議員お述べの、子どもたちへの、また保護者への周知、啓発につきましては、現在学校で個別に対応している児童・生徒のほかにも、香りの感じ方、これも子どもによっても個人差があるところがございます。また、ほかにも化学物質などで健康被害を感じている児童・生徒がいるかもしれ

ません。そこで、周知啓発として、国が作成した、先ほどご紹介いただいたポスターなども活用し、学校からの配布物としての保健だより、また、学校だよりなどの通信文書を通して、児童・生徒や保護者へ理解を促すように働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今、教育長ご答弁いただきまして、ポスターも活用するのに加えまして、保健だよりとか、それからあと学校だより、これもう皆さん結構保護者の方もよく読まれると思いますので、それで理解を促すように働きかけてくださるということでもあります。ぜひ、よろしく願いをしたいと存じます。また、ほかに、例えば、今後またアンケートを取っていただくということになりましたら、アンケートの冒頭部分で香害などの知識をちゃんと伝えていただいて、そのことが分かった上でアンケートに答えていただくような工夫であるとか、あるいは、学校の先生方の研修で、香害ということをもた項目に挙げていただいて、その対応策などを学んでいただくというふうなこともあろうかと思っておりますので、ぜひその辺りもよろしく願いをしたいと思っております。

さて、一番最初に申しましたように、この周知啓発、状況把握、そして、状況改善という中で、特に周知啓発という部分、それから状況把握という部分につきましては、自治体のできる範囲でやれることはたくさんあろうかと思っております。私はこの香害という問題は本当に重要なことだと思っておりますので、今後、定期的に質問をやっていきたいと思っております。ほかの自治体の取組もどんどん進んでいこうと思っておりますし、葛城市もどんどん改善されていこうと思っておりますので、引き続き質問、取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ドクターヘリの運用についてお伺いをいたします。私、今年の3月議会の一般質問で、緊急時通報カードの導入について提言を行いました。これについては、次回以降の一般質問で取り上げていきたいと思っておりますけれども、今回の質問も緊急時に関する内容であります。

先月、葛城市内で市民の方が、たまたま路上に止まっていた車の中で意識を失っている方を発見して、急いで119番通報されました。この方を以降、今の質問では通報者と呼ぶようにいたします。早速、救急車が駆けつけまして、意識を失っていた救護を要する人、この方を要救護者と呼ぶようにしますけれども、を搬送することになりましたが、消防機関の判断で、ドクターヘリの出動を要請したというふうに私聞いております。ここからは、通報者から私が直接聞いた話であります。患者を救急車からドクターヘリに移すため、市内にある奈良県ドクターヘリの場外離着陸場というふうな、ちょっと言葉がかみそうですが、ドクターヘリの場外離着陸場、通称ランデブーポイントと呼ばれておるんですけれども、このランデブーポイントである市内の新町運動公園の奈良県新庄第1健民運動場に救急車が向かったんだそうですね。ところが、当時、葛城市のコミュニティセンターが、当日休館日でお休みであったために、奈良県新庄第1健民運動場へのゲートの鍵を開けることができずに、やむを

得ず市外にあるランデブーポイントまで救急車で移動して、ドクターヘリに患者を乗せ替えたというふうに聞いております。以上は、あくまでも通報者の話ですので、当日の実際の運用についてもお聞かせ願えたらと思います。

まず、基本的な質問から入ります。奈良県内にはドクターヘリとドクターカーとがあると聞いておりますが、それぞれどのようなものか、お伺いをしたいと思います。まず、ドクターヘリについて、事業の主体についてもお伺いしたいと思います。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ドクターヘリとは、救急処置を必要とする重篤な患者が発生した現場などに、救急医療に精通した医師や看護師を派遣することを主な目的とし、初期治療に必要な医療機器と医薬品を搭載した救急専用のヘリコプターでございます。奈良県ドクターヘリは、平成29年3月21日に運航を開始されており、奈良県立医科大学附属病院を基地病院、南奈良総合医療センターを発進基地病院とする運航体制としておりまして、奈良県全域をカバーしております。

なお、このドクターヘリ事業は、県と国の共同事業となっております。出動要請は、119番通報を受けた消防機関が患者の重症度等を判断して要請いたしますので、一般の方が直接要請することはできません。運行は午前8時30分から日没までとなっており、夜間や天候不良時は運行できません。搭乗するスタッフは、フライトドクター、フライトナース、操縦士、整備士の4名体制となっております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 このいわゆるドクターヘリには、フライトドクター、お医者さんとフライトナース、看護師、それからあと操縦士、整備士の4人で運行されているということであります。

続いて、ドクターカーについてお伺いをしたいと思います。ドクターカーとはどのようなものでしょうか。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 ドクターカーは、様々な救急薬剤や医療器具を搭載し、救急現場からいち早く救急医療を開始し、1人でも多くの方を救命することを目的としており、奈良県立医科大学附属病院が平成10年より導入されております。運用体制は、奈良県立医科大学附属病院と奈良県広域消防組合との共同運用でございまして、出動範囲は、奈良県立医科大学附属病院近隣を中心として、県内の奈良県広域消防組合の管轄地域となっております。出動要請は、ドクターヘリと同様となっております。また、搭乗するスタッフは、医師、看護師、救急救命士となっております。ドクターカーはドクターヘリとは異なり、よほどの悪天候でない限りは出動可能とのことでございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ドクターヘリとドクターカーについて説明いただきまして、よく分かりました。ドクターヘリ事業は、県と国との共同事業であるということ、それから、ドクターカーについては、奈良県立医科大学附属病院が運用しておられるとのことでもあります。では、それぞれの特徴や運用上の役割分担についてお答えをいただきたいと思っております。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 ドクターヘリ及びドクターカーのどちらも、救急処置を必要とする患者に1分1秒でも早く初期治療を行い、1人でも多くの方を救命することを目的としており、そのため、医療スタッフを現場にいち早く到着させることが使命となります。具体的には、ドクターヘリは言うまでもなく、そのスピードと地形や道路事情に関係なく、最短ルートを飛行することで到着に要する時間が短く、県内であれば片道約15分で目的地に到着することが可能であり、高い迅速性が特徴と言えます。しかし、ドクターヘリは、夜間や天候不良時には運行できないため、その点、ドクターカーは、夜間はもちろんのこと、よほどの悪天候でない限りは出動可能なことが特徴と言えます。以上のことから、両者の特徴を踏まえながら、119番通報を受けた消防機関が、患者の重症度や現場の状況、さらに天候状況などに応じて、迅速に、役割分担を判断し、出動を要請されているとのことでございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ドクターヘリにつきましては、大淀町の近鉄福神駅の近くに南奈良総合医療センターというのがありますけれども、そこからもうばあっと飛んでくるらしいですね。そしてものの数分間、10分もかからないうちに、葛城市上空に飛来するというふうに聞いたことがあります。そうであれば、このドクターヘリはすぐ来るわけですから、救急車がランデブーポイントに到着するまでの時間と、それからドクターヘリが着陸するためにランデブーポイントで準備をするとすれば、その準備とにかかる2つの時間の短縮が、いわゆる要救護者が、ドクターヘリのお医者さんである、いわゆるフライトドクターに診察してもらえるまでの時間を短縮する要因となるというふうに考えます。

続きまして、ドクターヘリについて、葛城市内での発着についてお伺いをしたいと思います。私、ドクターヘリが、奈良県新庄第1健民運動場に下りたということですので、ちょっとこのランデブーポイントどうなっているのかなと思って見に行きましたら、こういったランデブーポイント、この場所は奈良県ドクターヘリの場外離着陸場ランデブーポイントとして使用していますという、こういった看板といいますか、パネルが4か所ございました。これが奈良県新庄第1健民運動場にあったわけなんです、119番通報を受けた消防機関が、まず、患者を救急車に乗せて搬送します。そして、その搬送先が建物ですね、例えば大和高田市立病院であったりとか、奈良県立医科大学附属病院であったりとかの病院であったりとか、その代わりに、例えばドクターヘリが来たら、ドクターヘリが搬送先の、もうそこにお医者さんが乗っていらっしゃるの、そこで診療が始まるというふうな、こういった理解でいいかと思います。救急車とドクターヘリが合流する、つまりランデブーする場所や地点ということで、ドクターヘリはあらかじめ設定したランデブーポイントに着陸しないとかなか受渡しができないわけですね。空中では無理ですから。そのために、着陸するというイメージかなというふうに私は理解しております。辞書で調べたら、ランデブーというのはもともとフランス語らしいですね。そっから英語になったらしいんですが。さて、葛城市内のランデブーポイントにつきまして、これは今現在、市内には何か所あるんでしょうか。また、過去3年間の発着回数については、どの程度であったんでしょうか。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 ドクターヘリは、原則としてあらかじめ設定されたランデブーポイントと呼ばれる場外離着陸場に着陸し、救急車で救急現場からランデブーポイントまで搬送された患者と合流いたします。現在、葛城市には、大字新町にある奈良県新庄第1健民運動場と大字當麻にある葛城市農村広場の2か所がランデブーポイントとして指定されております。

また、本市の2か所のランデブーポイントの発着回数でございますが、消防本部に確認いたしましたので、過去3年間の件数を報告させていただきます。まず、令和2年度は4件、内訳は葛城市農村広場が3件、奈良県新庄第1健民運動場が1件。次に、令和3年度は9件、内訳は葛城市農村広場が6件、奈良県新庄第1健民運動場が3件。そして昨年、令和4年度は5件、内訳は葛城市農村広場が3件、奈良県新庄第1健民運動場が2件となっております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 市内にランデブーポイントは2か所あるということと、また、実績については今ご報告願いました。では、ランデブーポイントの運用の実態、それからあるいは発着の際の留意点、こういったふうにして運用しているよということについてお伺いをしたいと思います。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 ドクターヘリのランデブーポイントは、航空法や運航会社の定める運航規定、さらには周囲に高い障害物のあるなしなどの選定基準を踏まえ、関係機関が協議の上、選定されるとのことでございます。そして、選定されますと、議員がお示しいただいております看板が設置されます。また、選定後におきましても、後から周囲に建築物などが新築されるなど、ドクターヘリの十分な進入・進出勾配が確保できなくなった場合には、安全性の観点から利用を廃止されることもあると伺っております。発着の際の留意点ということでございますが、市内の2か所のランデブーポイントにつきましては、ドクターヘリが離着陸の際に巻き起こす砂ぼこりが拡散し、近隣の住宅や工場へご迷惑をおかけしないよう、砂ぼこり拡散防止のため、事前に消防署からタンク車などを出動させ、着陸前に散水を実施されているとのことでございます。また、併せて、ドクターヘリが離着陸する際の安全確認や注意喚起も消防機関が留意されている点であるとのことでございます。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 ドクターヘリが離着陸時に、ぶわーっと砂じんを巻き起こすということで、拡散防止のために、事前に消防署から水をたくさん入れたタンク車を出動させて、離着陸時に撒水を実施されているということでありました。

さて、私が冒頭述べました、私が通報者が直接伺った、鍵がなかったために、緊急時にもかかわらず、救急車がランデブーポイントである奈良県新庄第1健民運動場に入れなかったというふうなことを私聞いたわけですが、これにつきまして、市の見解はどうでしょうか。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 本市の2か所のランデブーポイントにつきましては、ふだんは施錠されており、管理をしている所管課の事務所が休館日に当たる場合は、解錠できないのではないかとのご心配をおかけして申し訳ございません。ドクターヘリの発着時に際しましては、あらかじめラ

ランデブーポイントとなる2か所の合い鍵を葛城消防署ほか、近隣の各消防署にも持っていた
だいておりますので、管理する事務所が休館日であっても、利用が可能となっております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 今、市の見解をお伺いしましたがけれども、今のご答弁であれば、通報で駆けつける救急車
の救急隊員が鍵を持っているので大丈夫ということになるわけですがけれども、実際救急車は、
葛城市外の別のランデブーポイントに向かわれたのが事実というふうに通報者から聞いてお
ります。指令を出しているのは、奈良県広域消防組合の通信指令センターだと思いますけれ
ども、その点について、市は確認はされておるのでしょうか。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 今回、市内の事案でありながら、現場から最も近い奈良県新庄第1健民運動場ではな
く、近隣にある他市のランデブーポイントを利用されたことにつきましては、消防機関に確
認をいたしましたところ、患者の救命を最優先に、消防機関としてドクターヘリの着陸に伴
い、事前に配備が必要となる救急車両やタンク車などの手配なども考慮した上で、最も迅速
に対応できるランデブーポイントを選択されたとの回答を得ております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 消防機関に確認をしていただいて、こういったタンク車の手配や救急車両がこれどうして
も必要になってきますので、この手配の考慮した上でそうしたということですね。救急車を
サポートするための救急車というのも必要となるというふうに聞いておりますので、承知を
いたしました。

最後に、今後のドクターヘリのランデブーポイントの運用についての自治体としての葛城
市の考え、あくまでも自治体としてのお考えをお聞かせ願いたいと存じます。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 まずは患者の救急救命に日々ご尽力されているドクターヘリ及びドクターカーの運用
に従事されている方、また、運航支援に携わっておられる消防機関など、関係者の方に深く
敬意を表したいと考えます。病院前医療の提供手段において、ドクターヘリ及びドクターカー
は重要な役割を担っておられると考えます。本市も含め、奈良県全域をカバーしておられ
ることから、まずは事故のないよう安全運航の徹底のお願いと、ランデブーポイントの利用
の際には、周辺地域の住民の方の理解についても働きかけていただきたいと思いますと考えております。
また、最近はかなり認知されてきたドクターヘリではございますが、更に住民の方に周知し、
理解を広げていただきたいと思いますと考えております。

梨本議長 吉村議員。

吉村議員 市民の、県民の安全を守るために大変本当に活躍されている、頑張っておられるドクター
ヘリ、私も今回、調べて知ることができましたけれども、ドクターヘリやドクターカーにつ
いては、その活躍をご存じのない葛城市民の方も多いと思います。機会あるごとに、周知に
努めていただけるとありがたく思います。

さて、阿古市長、阿古市政といえ、安心・安全のまちづくりということで、近年では緊
急防災・減災事業債を使って消防団の屯所を立て替えるなど、人命を守ることに尽力されて

いるという印象であります。災害や突然の事故などに対応して、人の命を救うという事業は、一自治体内だけでできることではなく、奈良県広域消防組合もそうですけれども、広域で連携してやっていかなければならないのではないかと考えているところであります。

先ほど、林本総務部長から、ドクターヘリのランデブーポイントについて厳しい選定基準があると伺いました。選定されてからも、後から周囲に建築物が新築されるなど、ドクターヘリの十分な進入・進出勾配が確保できなくなった場合は、利用を廃止するということがあります。奈良県新庄第1健民運動場の西側には工場などが現在ございます。以前に、私が航空業界の関係者の方から聞いたところによりますと、この奈良県新庄第1健民運動場から葛城川を渡って東側、現在、奥田池のある場所のほうが、ヘリコプターが離発着する場所としては適しているという話でございました。また、今回のご答弁にもありましたように、葛城市内のランデブーポイントは2か所とも、ドクターヘリが離着陸時に巻き起こす砂じんが拡散するのを防ぐために、事前に消防署からタンク車を出動させて、この離着陸前に水をまかれています。地面が芝生で覆われているランデブーポイントというのはほかにもあるらしいんですが、これを常時用意できれば、その作業も不要になるんだというふうな話を聞いております。ドクターヘリのランデブーポイントの選定につきましては、ドクターヘリの運航は、県と国との共同事業であるとのことでしたので、事業主体の専権事項であるというふうに思いますし、今、話をしましたことは、このような話があるというご紹介ということでご理解いただけたらと思います。

しかし、市におかれましては、人命を守るということに対しては、一自治体だけではなく、常に広域連携という視点で考えていただきたいということも改めてお願いをしまして、今回の一般質問を終了したいというふうに思います。今回も丁寧なご答弁、誠にありがとうございました。

梨本議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日7日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時58分